

令和元年第3回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年8月29日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成30年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成30年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成30年度浅川町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第37号 浅川町森林環境譲与税基金条例を定めることについて
- 日程第11 議案第38号 営造物の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第39号 浅川町コミュニティセンター使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第40号 浅川町中央公民館条例の一部改正について
- 日程第14 議案第41号 浅川町立あさかわ図書館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第42号 浅川町体育施設条例の一部改正について
- 日程第16 議案第43号 浅川町勤労者テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第44号 浅川町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第45号 浅川町共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第46号 浅川町勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第47号 浅川町下水道条例の一部改正について
- 日程第21 議案第48号 浅川町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第49号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第23 議案第50号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第51号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第52号 令和元年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第53号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 認定第54号 令和元年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第55号 令和元年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第56号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第30 議案第57号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第31 議案第58号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）

日程第32 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程の追加

日程第33 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第32まで議事日程のとおり

日程第33 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員（11名）

1番	岡部宗寿君	2番	渡辺幸雄君
3番	金成英起君	4番	須藤浩二君
5番	緑川富士男君	7番	水野秀一君
8番	田中重忠君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	久保木芳夫君
12番	円谷忠吉君		

欠席議員（1名）

6番 笹島亮二君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	教育長	真田秀男君
総務課長	江田豊寿君	会計管理者	須藤寿行君
建設水道課長	八代敏彦君	税務課長	菊池三重子君
住民課長	我妻美幸君	保健福祉課長	坂本高志君
農政商工課長	岡部真君	学校教育課長	生田目源寿君
社会教育課長	岡部栄也君	代表監査委員	本多守君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 小針紀喜 局長補佐 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここでご報告をいたします。6番、笹島亮二君より、けがのため会議を欠席する旨の連絡を受けております。なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、認定第1号 平成30年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 決算について質疑いたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中議員。

○8番（田中重忠君） あの質疑の方法をページごとに、全体的にやっちゃっていいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 全体的にやっています。

○4番（須藤浩二君） いいですか。

○議長（円谷忠吉君） はい。

○4番（須藤浩二君） 決算についてなんですが、営造物等からの徴収された収入の金額をまず教えていただきたい。というのは、今後これから日程11、議案第38号から営造物の使用料等はさまざまな町施設の使用料の条例の一部改正が入ります。それについて前段で営造物等の収入の金額を教えていただきたい。それに伴う一般会計、こちらの決算書の中で消費税として納められている金額、そちらのほうも教えていただきたい。以上、2点お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

営造物の使用料の実績につきましては、過去5年間調べてみましたが、平成30年度に1回のみ徴収となっております。山白石小学校で昼間のみで2,160円、こちらが学校教育課の実績となります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤君。これあれですか、項目全部ですか。

○4番（須藤浩二君） 担当課ごとにできれば、わかる範囲で。

○議長（円谷忠吉君） 全部ということね。

○4番（須藤浩二君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 建設水道課では営造物の使用料等は実績はございません。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 30年度の収入ですけれども、まず浅川共同福祉施設につきましては6万1,580円、それから勤労者体育センターにつきましては1万2,310円、テニスコートはありません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 保健福祉課ではコミュニティセンターの利用料ということなんですけれども、ちょっとあの実績のほうで人数だけなので、調べさせてもう一度報告します。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 社会教育関係でございますが、中央公民館の使用料につきましては収入済額が1,720円、こちら他町村の利用された方からの使用料でございます。保健体育使用料の関係で合計で27万5,670円です。こちらは町民グラウンドのナイターの使用料です。あとは町民グラウンドの他町村の団体の使用料、あとはプールの入場料ということでございます。

以上です。

〔「全体的に消費税の納入」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 消費税に関しましては、一般会計においてはそういった消費税の申告、そういったものはしておりませんので、決算に伴う消費税額が幾ら納入になったかという集計はしておりませんので、それはご了承いただきたいというふうに思います。

ただ企業会計等においては、消費税の申告している会計については消費税の預かり額、あと納付額という消費税の申告をしておりますので、そういった対応している企業会計関係は取り扱いがございますが、一般会計においては消費税の取り扱いは決算別において集計としておりませんので、ここで幾らかということはお報告できませんのでご了承いただきたいとします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 地域福祉センター関係の収入ということで、コミュニティセンターについては7万5,000円となっております。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） わかりました。

総務課長に聞きたいんですけども、消費税は納めているんですか納めていないんですか、その辺はつきりわからないじゃなくて、載っていないじゃなくて、納めているか納めていないか簡潔にお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 消費税の取り扱いですが、一般会計において、または特別会計においては、まず一般会計については消費税は納入はしておりません。納入しているのについては特別会計における上水道企業会計、あとは宅造関係と企業会計適用、非適用もありますけれども、関係する特別会計では消費税の申告は行っておりません。一般会計においては消費税の納付は行っておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） すみません、11点について伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、基本的にせっかくなつくついていたので、平成30年度部門別主要施策の成果概要書、これに基づいてお尋ねをしたいと思います。

まず概要書4ページの1点目、人事評価制度運用支援事業を行ったと、246万円で行ったという記載があります。人事評価制度の運用に当たっての研修会、検討委員会などを実施したということであります。よくわからないので、この研修会の対象者と研修の内容、この概要を伺いたい。それから、検討委員会などを実施したとあるんですけども、検討委員会のメンバー、それから何を検討したのかというの伺いたいというふうに思います。

2点目です。8ページで運転免許返納者タクシー料金助成事業というのが実施をされました。金額が23名で28万5,000円という記載がありました。でも私の記憶では、たしか初年度は3万円分のタクシー券を交付するというので、少なくとも70万円近くが出ていないとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですね。こういう金額になったのはなぜなのか伺いたいと思います。

それから現在の運用で、運転免許の自主返納者が返納した後、このタクシー券を町に請求できるのは、返納後いつまでなのか、期間があるのかなのか、その点を伺いたいというふうに思います。

3点目です。10ページ、地方創生事業として米の消費拡大のために安産祈願米、これを31人に支給したと、まず贈ったという記載があります。それで31人に贈ってこれ何キロになったのか、私の記憶では何かちっちゃいパックに3つぐらいだったような気がするんですけども、以前にも申し上げましたが、それでは米の消費拡大には大してつながらない、話題性もないと思いますので、せっかくなおめでたい、浅川町にとっては貴重な子供さんが生まれるわけですから、米1俵贈るぐらいのそういう対応をすべきではないかというふうに思うんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

4点目、17ページになります。固定資産税に関し土地建物の課税標準額が土地も建物のどちらも3%余り減

っております。これが今後ずっと続くとなると、町の自主財源が縮小していくということにつながるわけでありますけれども、今後ともこのような割合で減り続けるという見通しなのかどうか伺いたいというふうに思います。

5点目です。19ページになりますが、税収の確保の対策としてさまざま取り組まれました。全体として滞納額は減少し、収納率が向上しているということで、関係部署の努力には敬意を表したいというふうに思います。その中で差し押さえの件数と、それから滞納者のこの滞納者は差し押さえに進もうと、こういう判断される基準はどういうところにあるのか。その点も伺いたいというふうに思います。

6点目です。25ページに東大畑の児童公園解体の実績が記載されております。小さい子供を持つ親御さんの要望としては、浅川町に子供がのびのび遊べる遊び場が欲しい、あるいは広場が欲しい、こういう要望があったと思うんです。でも、実際には児童公園がまた1つ減ってしまって、児童公園は恐らく今現在1カ所しかなくなってしまうました。昔は4カ所あったんですが、今は1カ所しかなくなってしまうました。今後、この子供の遊び場の確保について、どのように取り組まれるお考えなのか伺いたいと思います。

7点目です。33ページに集団検診の受診率の状況が記載されております、表になっております。前年度と比べて大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん検診の受診率が軒並み下がっております。原因をどう考えているのか、受診率向上の対策としてはどのようなことを考えているのか伺いたいというふうに思います。

8点目です。54ページに河川の堆砂除去をしましたという実績が載っております。これは町が管理する河川に限られるわけでありますけれども、私がお尋ねしたいのは、県が管理している殿川社川合流の合流部分のあの下の部分なんですね。現在は堆砂がひどくて、もう柳の木なんかもどんどん生えている、こういう状況であります。大雨が降れば、弘法山の陰にある福祉施設にも被害が及びかねない、そういう状況でありますので、これは県に強く働きかけて、やはり少しでも早く堆砂除去に取り組んでもらう必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、伺いたいと思います。

9点目、55ページの町営住宅に関してなんですけれども、現在、町営住宅入居に際して、風呂釜を自分で持っていかななくてはならない、そういう町営住宅はどこなのか。それから、もう今どきそんな風呂釜を持ってどこかの部屋に入るなんというのはないわけですから、民間のアパートに入るのに自分で風呂釜を持ってきてくださいなんというところはないわけですから、これは町で設置すべきだというふうに思うんですけれども、お考えを伺いたいと思います。

10番目、教育委員会関係で小学校が統合が実現しました。

○議長（円谷忠吉君） 上野君、何ページですか。

○9番（上野信直君） ごめんなさい、これは教育委員会の教育総務費なので、ページはちょっとあれなんですけれども、教育総務費のどこというわけでもないです。

小学校統合が実現をしました。これ各地で小学校の統合というといろいろ問題になって、住民間で亀裂が生じるという状況もあるのですが、浅川町ではかなり円満にいったというふうに思います。これは関係者の理解と協力もさることながら、担当職員の努力が極めて大きかったというふうに私は思います。

この小学校の統合のために要した費用、これは大体概算幾らぐらいになるのか伺いたいと思います。

最後ですけれども、こども園の防犯カメラ、8基設置して年間23万円支出しました。8基つけておいてよか

ったというようなことがあったのかどうか、費用対効果をどのように考えるのかを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明をさせていただきますが、私から2点ほどですか、河川、社川、殿川の合流地点、確かに今自然災害が日本各地発生しております。今、9番議員が言ったとおりに、いつ施設のほうに行く可能性が出てきますので、その点を検討させて前向きにやらせていただきたいと思います。

あともう1点、米が出産ですか、祝いとしてお米をあげております。確かに何人からの声からも、こればかりではしょうがないのではないかとこの声も確かにあるのは事実でございます。それも重ねて、ここも検討をさせていただきます。

児童公園確かにあるのは、今、荒町1カ所だけになってしまいました。これ若い親御さんからたくさん声が出ておるのは間違いございません。これを今後町として大きい公園をつくるのか、あるいは小さい公園を何カ所もつくるのか、これは議員の皆様、そして町民の声を聞いてやっていきたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、初めにありました人事評価制度の支援事業ということの内容でございますが……

〔「ページも言ってください」の声あり〕

○総務課長（江田豊寿君） 成果の概要の4ページにあります。4ページの一般管理費における2番目の人事評価制度の運用支援事業です。この事業に対してのおただしというふうなことで、運用に当たっての研修会、検討委員会ということですので、ちょっと長くなりますが、概要について説明を申し上げたいと思います。

初めに人事評価制度の運用に当たっては、一応大きく3つに分かれています。1次評価としまして各担当課長、その次に2次評価者として副町長という形で大きく3つに分かれております。そういった大きな区分に従いまして、研修についてはその目標を設定するための研修ということで、委託業者よりこのような内容で目標設定するのが望ましいですよという、そういった研修を5月ごろ実施いたしました。

委託者からの説明を受けまして、それをもとにまず組織目標の設定としまして、各課ごとの当年度における目標を何を設定するかという課の組織目標を設定いたします。その目標設定に基づきまして、各職員が個人の業務に対する目標を設定するといったことを年度初めの段階で組織目標、個人目標の設定をするということにしております。それは例年5月ごろに実施しております。その中で研修は、その目標設定の研修をしたということでございます。その組織目標とか、個人の目標を設定した後に、その目標が本当に適切かどうかということで、1次評価者、課長が職員に対して面談を行う、こういう内容はいかがなものかと、こういうふうに変えてみてはどうかという、そういった職員とのすり合わせを面談を行って、目標の修正なり、目標に対する確定作業を年度初めごろ、6月末のころをめどに目標設定をするということでございます。

まず第一段階とすれば、そのようなことで目標設定を年度当初4月から6月にかけて実施をしたということでございます。それに対する評価になります。それらの目標に対して進捗状況とか、そういったものに対して今度期末における人事評価としまして、その個人の職員が自分なりに評価をします。それに基づいて1次評

価者、各課長が評価をするというふうになっております。その1次評価をした内容が、具体的に申しますと各課長によっていろんな見解の解釈が異なるという部分もありますので、組織全体として同じレベルで評価をすべきということで、その評価の適正化委員会、そういったものを作って全体的な評価の内容についてすり合わせを行うというふうな内容にしております。その個人の評価に対して適正化委員会で内容を精査した上で、各課長が再度1次評価をします。これが例年、昨年ですと3月に実施しております。1次評価者は先ほど言いましたように課長がその評価をするという内容でございます。その各課長が1次評価をしたあとに、その1次評価者に対しても、今度2次評価者として副町長が基本的には1次評価者を評価するというので、全体的な評価を段階を追って職員に対する評価は1次評価者、1次評価者の評価は2次評価者ということで、組織全体の職員の評価をして、3月末には人事評価を確定するというふうな流れでもって人事評価を例年実施しております。

適正化委員会のメンバーについては、1次評価者、各課長と2次評価者含めた評価の適正化委員会を実施しております。

研修の対象者は、今話されたように1次評価者、2次評価者になっておりまして、研修の内容については、そのような今目標に対する研修とか、評価に対する評価の仕方の研修ということを委託先から一定程度ご指導をいただいて、同じような目線、同じような捉え方、そういったもので適正化を図って、最終的な評価を確定しているという内容でございます。

次に2番目におただしありました、運転免許返納者への助成事業でございます。成果の概要でいいますと、8ページの交通安全対策費における5番になります。これらにつきましては、返納者23名に対して28万5,000円の実績というふうになっております。確かにご質問のとおり、28名ですと総額で交付したのが62万円程度になります。ただここでいう実績では28万5,000円ということですが、タクシー助成交付金についてはご質問あったとおり、申請があって初年度3万円、次年度2万円ということでタクシー助成券を交付しております。初年度3万円を交付したわけですが、確かに23名で62万円分のタクシー券を交付しました。これに伴って、タクシー委託先から請求あったのが28万5,000円ということで、実際上交付した額に対する利用者については45.9%ですけれども、半分程度の利用状況であったということで、成果の概要における予算執行の額の28万5,000円については、実際利用されて請求された額ということでございます。交付している額については62万円を交付しております。

以上です。

〔「請求できる期間は」の声あり〕

○総務課長（江田豊寿君） 請求できる期間につきましては、すみません後ほど。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 3点目の安産祈願米の1人に対しての数量ですけれども、1人5キロでございます。

以上です。

〔「何ページに資料説明あるんですか」の声あり〕

○農政商工課長（岡部 真君） 10ページです。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 17ページになります。

固定資産税の前年対比が3.16%の減になっているというこの質問ですが、平成30年度は評価替えの年でした。これにより下がったものが大部分と思われます。あと、このまま減っていくのかということに對しましては、その年、その年、毎年標準宅地なり、路線化なり全て調査委託をかけたして、その年その年きちっと調査をいたしまして、次の3年後の、この次令和3年の評価替えに向けて調査をいたしまして、きちんとした評価額が出されることになりますので、28年から29年の土地の下がり幅なんですが0.23%でした。家屋につきましては3.03%の増となっております。27年から28年につきましては、土地につきましては0.76%の減でしたが、家屋につきましては1.38%の増となっております。

以上です。

それと、差し押さえの確保の対策ということで、件数なんです、平成30年度は2件差し押さえを行いました。差し押さえに進む判断基準ということなんです、差し押さえをするまでにはさまざまな調査をさせていただいております。その調査の結果によりまして、するということを判断いたしまして差し押さえしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 成果の概要の25ページに対する質問です。東大畑にあった児童公園を解体してなくなってしまった件についてなんですけれども、この理由に関しましては前にもご説明申し上げましたとおり、台風によって周りのフェンスが倒壊しました。中の遊具等も毎年診断を行っていきまして、かなり老朽化しておりまして危険な状況にあったということで、やはり安全上の問題で今回撤去したというのが現状であります。

新しい児童公園ということで、先ほど町長もお話したように、これこの場所の南側に新しく新設される道路の関係もあって、余剰地を使って道路と一体型の公園とかスペースということで、もう建設課とも協議はいたしました。ただ、遊具に関してご存じのように、こども園での遊具のように、遊具についてはかなりの費用がかかるということで、確かに地域の公園というのは雰囲気的にも必要であるとは思いますが、東大畑地区の方からも要望は寄せられました。ただ今後を考えますと、やはり自由に子供が動いて遊べるような公園となると、やはり一体型の、例えばですけれども、弘法山周辺を土地を買収して一体型の公園にして、かなり広いスペースで子供が自由に遊べるような公園というような形で、今後町が進めていく上では、そういった総合的な公園というのが必要であるのかなというふうには考えておりまして、児童公園に関しましては保健福祉課の担当ですけれども、建設課、それから関係課等の調整を含めて検討はいたしたいなというふうに考えております。

それから、ページ数が33ページになります。集団検診受診率の低下ということで、前年に比べて大腸がん、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がんの検診率が下がっているということで、これ確かに去年と比較しますと残念ながら少し下がっている状況であります。

去年に関しましては一部負担ということで、一部有料化を行ったことの要因がどれだけあるのかというのは

ちょっとことしのデータ集計をとって判断をしたいと思うんですけれども、そういった要因もあるかなというふうには考えてはおります。

今後は、未受診者に関して今までは単なるはがきでの通知ではありました。ここについてもやっぱり単なる通知ではなくて、保健協力員さんや、あとその通知の工夫をして、違った形での未受診者への通知、それから広報等へも今回無償になったということの表記的な部分が非常に明確ではなかったもので、その辺も注意して、新たに通知はするように工夫はしたのですけれども、今後は県内でもこの間課長会議がありまして、浅川町のがん検診率は非常に高いということでお褒めをいただいていたので、ぜひ下げないような形で努力していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 河川の堆砂状況の問題は、先ほどの概要書54ページに町の分は記載をされております。

町の分の堆砂状況につきましては、準用河川、普通河川において何カ所か年間に実施をいたしております。殿川、社川につきましては一級河川ということで、基本的に土木事務所が管理をしております。殿川につきましては、毎年かなりの予算をつけていただいて実施をしております。社川につきましては、社川全体の予算の中で対応をするということで、なかなかこちらに予算が回ってこないという実情もございます。

実を言うと、昨日も九州の豪雨の問題もありましたので、殿川と社川の合流付近から、棚倉町、小貫の先のところまでは巡回をして、堤防の状況や河川の水位の状況は確認をしております、堆砂の状況とも確認をしております。

土木事務所さんのほうでも何とか予算が確保できそうだというお話を先日いただきましたので、ご要望があります、やっぱり社川と殿川の合流点付近は特に堆砂がひどいということで、なるべくその辺を優先的に実施できるように当たり土木事務所さんの判断もあると思いますが、要望していきたいというふうには考えております。

町営住宅の風呂釜の関係ですけれども、成果の概要書54ページになります。

現在、町営住宅128戸、入居戸数が102戸でございます。それからみのわ団地が80戸、滝ノ台の定住移住促進住宅が4戸でございますが、風呂釜がついているのは、みのわ団地定住促進住宅80戸と定住移住促進住宅滝ノ台団地の4戸の84戸でございます。現在のところ、それ以外の住宅について風呂釜を設置してはおりません。今のところ設置の予定はございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

10点目ですが、小学校統合にかかった費用ですが、概算ですが約300万円かかりました。ページにつきましてはばらばらなんですけど、よろしいですか。決算書の89ページ、90ページとそのあとになりますけど、先に答弁いたします。

小学校にかかった概要ですが300万円かかりました。里小、山小各150万円程度ずつかかりました。内訳です

が、閉校式典や閉校記念誌作成に伴う町教育委員会からの補助金の交付、さらには各学校におきまして書類の処分や理科などで使います薬品の廃棄処分料です。なお、こちらにつきましては、今ほど申しあげました決算書の中で89ページから90ページの事務局費の負担金補助及び交付金の中で補助金の交付が支払われております。さらには、93、94ページの里小の学校管理費の使用料及び賃借料や、同じページの山小の学校管理費の使用料の中にも含まれております。

引き続き11点目についてお答えいたします。

こども園園舎の防犯カメラにつきましては、園舎建物から見まして外側をぐるっと監視しております。8カ所のカメラを設置しております。その監視モニターにつきましては、職員室にテレビタイプのモニターが置いてあります。カメラが8つなので、画面が8分割で一体的に外が見られるようになっております。昨年4月に開園と同時に設置してございまして、不審者等の情報はありませんでしたが、防犯カメラとその防犯カメラ監視中の張り紙もしてありますので、犯罪の抑止力につながっていると思います。こちらにつきましては、決算書の99ページ、100ページの上段の使用料及び賃借料に含まれております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直議員。

○9番（上野信直君） 再度伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、人事評価制度が国がこういうことをやれということで、全国の自治体でやらざるを得ない、国から言ってお金も来ているということで町でもやっているんでしょうけれども、どうもいま一つ何のためにやるのかなというのがよくはっきりわからない部分があります。この浅川町のような職員数が何十人かしかいないようなところで、こういうのがうまく機能するのかなという懸念もあります。

それは置いておいても、いろいろ話を聞くと個人が目標を立て、組織が目標を立て、それが達成できたかどうか検証すると、こういう作業を繰り返して行って、職員の質を能力を高めようと、こういうことなんだろうなというふうに思うんです。この個々の職員の目標がどういう目標を立てたのかというの、これはちょっと私たちが聞きづらい話なんだけれども、組織としては今年度こういう目標を立てましたというのは、これはぜひ議会にもお知らせしていただきたい。私もその点は注意を持って見ていきたいと思うので、その点は何の問題もないと思うのですけれども、そういう対応をしていただけますでしょうか、伺いたいと思います。

それから2点目です。免許の自主返納の返還をいつまでに請求できるのかというのを今回お尋ねしたのは、過日の一般質問で自主返納者に現在はタクシー券を交付しているけれども、今後は一時金という形でやりたいと、こういうお話がありました。ということは、これから間もなく免許証の有効期限を迎える人、この人たちは返還しなければならないわけなんですけれども、もう運転をやめようと思えば、その人たちもこれ該当にならないということになるとやはり不公平感が生じると思うんです。ですから、私は自主返還を、例えば1年間はあの町に請求できますよと、一時金でしたっけか、一時金を請求できますよというような対応を、私はやっぱりとるべきではないかなというふうに思うんです。それで、その点を伺ったわけでありまして伺いたいと思います。

それから3点目、4点目はわかりました。

5点目の差し押さえに進む判断基準、滞納者に対して、これについてはさまざまな調査を行って、それでそ

の結果判断するというお話だったと思うんですけども、このさまざまな調査の中には、この人は払えるのに払わない人なんだというような判断も入っているのでしょうか。滞納者を一律に差し押さえをするというのは、これは余りにひどい話で、払えないような事情があるのに払わないから差し押さえというのは、これは私はやめるべきだと思う。ただ、払える状況があるのに払わない人に対しては、差し押さえという厳しい対応を私はすべきだと思います。その辺の状況判断があるのかどうか伺いたいというふうに思います。

6点目、子供の遊び場の話なんですけれども、身近なところにあるというのも必要だとは思うんですが、以前から相当前から小さな子供を持つ親御さんの声としては、表郷地区の鶴子山のような、ああいう子供たちをのびのび遊ばせられるような公園が欲しいという声がずっと私大きいと思うんです。浅川町にはそういうところがなかったものですから、そういうのを前向きに検討していくべきだろう、今弘法山周辺というお話が出ましたけれども、私は適地だったらどこでもいいと思うんですが、そういうのびのびと遊べる広場、公園のようなものを前向きに検討していくべきではないかというふうに思うんですが、これは町長に考えを伺っていきたいと思います。

それから7点目、8点目はわかりました。

9点目、町営住宅の風呂の件ですけども、要するに一般の町営住宅128戸、みのわ団地と滝ノ台の4戸を除いては、みんな入居する人は風呂釜を持っていかなくちゃならないと、こういう状況にあるということだと思います。

今どき、アパート借りるのに風呂釜を持ってこいなんというところはないですよ。これは大昔、風呂釜が一つの財産だったときに、それ持って歩いたという時期があってその名残だと思うんだけど、今どきそういうのを続けているというのは、これは時代錯誤も甚だしいと。これは老朽化している町営住宅もありますから、そういうところに新しい風呂釜を設置してどうなんだというような部分もあるかとは思いますが、基本的には風呂釜を持っていかなくて済むような対応をしていただきたい。中には持っていった風呂釜を退去するときに置いていきたいという人もいると思うんです。そういうものはありがたくもらって、その部屋に関しては風呂釜持ってこなくていいですよというように柔軟な対応だって私はあり得ると思うんですけども、その点についてお考えを伺いたいと思います。

そのほかについては結構です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 人事評価について、担当課長より説明させていただきます。あと2番のタクシーの1年間請求したらいいということも、やっぱり担当課より説明させていただきます。

私は子供の遊び場、鶴子山公園みたいなというのは、これは以前からございました。私も議員時代には鶴子山の公園みたいなのをつくりましょうという提案をさせていただきました。全く議員さんと思いは一緒だと思っておりますので、近い将来必ずつくらなければいけない問題だと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

風呂釜ですね、風呂釜を置いていっても、新しい方が汚いから持っていってくれという方がおるのは事実であります。今後はそういう風呂釜の件に関しては、担当課とよく検討させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに人事評価の取り扱いの件でございまして、議会のほうにお知らせしていただけないかというおただしかと思いますが、今段階におきましては、人事評価、個人情報いろいろありますが、内部資料として個人、職員を評価しておりますので、これの制度上はまだ給与とかそういったものに反映はしてございませんが、それを元に給与管理とか、人事異動等に反映させるという制度の適用になっておりますので、この組織目標とは別に個人の目標、そういったものについては慎重に対応すべきものというふうには考えております。

ただ、組織として課ごとに目標を設定しているというものについては、年度通しての予算に反映すると、そういった方針ですので、その辺については取り扱いは今の段階ではお知らせしますとか、公表しますとは言えませんが、そういった課の目標等については取り扱いは適当かどうか、これは検討させていただきたいというふうに思います。ですから、個人と組織がございまして、全てを議会のほうにお知らせするというふうには、一概にはならないということで、組織目標のほうについては今後ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

次に、タクシー助成券の件ですが、先ほど確かに申しわけございません。要綱、今手元にないものですから、今、現段階での申し込みが適用がいつまでかということをご説明できなくて申しわけないんですが、今後一時金にするという方向性を先日ご提案した状況ですので、現在の要綱をタクシー券から一時金にするということ、そういった期間、一定期間必要でしょうということも十分組み入れまして、その辺についてはときが過ぎたから申請できませんということのないような、そういった一時金の制度等に要綱を移行するという方向で考えたいと思います。

そのようなことをご理解をいただければというふうに思いますが、以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 差し押さえの判断基準の中に、払えるのに払わない人の差し押さえをするという基準はあるのかということですが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、納めたくても納められないという方もいらっしゃいます。税金納めないのには、何らかのそれぞれの方のそれぞれの理由があるのだとは思いますが、自主的に納付していただければ、それはそれでよいことだと思います。

ただ、いろんな調査をした結果、差し押さえできるものがある場合には、差し押さえを行うということで、その中の判断基準の中の一つとしては考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ページ、成果表を見てもらえればと思うんですが、ただ何ページ何ページというよりも、全体的なそういうものに発展するのが多いので、細かいページはわかるところは言いますけれども、そのほかはご理解をお願いします。

1つは、これは総務にもなるし、それから商工観光課のそういうものにも上がると思いますが、いわゆる公

共物の解体あるいは個人の解体、個人と言うんですか、こういうものあわせて考えますと、なんか解体のための設計をまず組むんです。例えばトタンが何枚で、壁が何平方あって、柱が何本あってなんというふうになるんだと思うんですけれども、私から見ると、そういう解体の状況をつかめば、町は随分かなんかでもっと安くできないのかという単純に思うんですね。公共の施設だから公共の金を使うわけだから、その積算根拠がきちっとしていなければならないというのは理由としてわかるんですけれども、ちまたでは、この取り壊しというのは上から下まで非常に幅広いんですね、とんでもなく安くやる業者もいたりするわけで、そういう幅のあるようなそういう対応というのはできないのでしょうか。

例えば、その施設の鉄筋コンクリートとかそういうのありますけれども、木造で小さいものについては、これに対して独立して、そのぐらいたというふうな、そういうような大ざっぱな形で経費を出すということのような、そういう方向にはできないのでしょうか、ということが1つあります。

それから、ページ33ページですかね、いわゆるがん撲滅というか、特にがんがそういう罹患率を下げていく、あるいは1日も早く見つけていく、早期発見するという、そういう点での検診は非常に大きな役割を持っておりまして、浅川町の検診の中でも、私の知っている限りでも2桁の人たちが町の検診で精検の通知を受けて手術した、入院したと、こういうふうなうれしい便りも聞くわけですが、ただ受診率が下がっているその一つに、私は医療施設に通っているから一般健診は行かなくてもいいでしょうと、そういう案内であります。

私ごとで紹介するのは非常に心苦しいのですが、うちの家内も町の検診はここ3年、4年ぐらいはやっていないです。なぜかというと、郡山や東京や白河でかかりつけの医者に通っていたものですから、ところがその盲点としてがんの検診をきちっと私の家内の場合大腸がんですけれども、検診をやっていなかったんです、振り返ってみますと。4年、5年ほど前に私が便を預かっていって、そのときは異状なしというふうな状況であったんですけれども、ですからそういう特に医者に行っているんだけれども、やっぱり自費でやってほしいというふうな、そういう開業医なんかも協力を通じて、やっていただけたらなというふうな経験上からもそういうことが検診の率の引き上げにつながったり、早期発見につながったりするのではないかと、こういうふう思うのでありますが、この点いかがでありますか。

それから、建設土木の事業の中で、工事をやるかやらないかの判断は、それは最終的には町長ということにはなるんでしょうけれども、その前に一定の課長が現地調査の結果であると思うんですけれども、そういう基準を満たすために、より小規模なうちに直しておいたほうが安いのではないのかな、しかし災害復旧工事に絡めれば、大雨が降るのを待ち、台風が来るのを待ちという、そういうこともあり得るんです。

しかし、私はその道路等の公共工事なんで早くやったほうが、台風や大雨などを待っているのではなくて、災害補助金を待っているのではなくてやったほうがいいのではないのかなと多少は考えられるんですけれども、例えば小野久保の旧街道から、旧街道で上がる山白石に通じる道の下のあたりにブルーシートがかけられて1年以上になるんです。ああいうところは採択というよりも、町単独でも小さいうちにこつこつやったほうが安上がりではないのかなというふう思うのでありますが、そういう採択のご検討はの中でどういうふうに行われているのかなということでもあります。

それから、成果表のページ、4ページで9番議員もありましたけれども、人事評価の問題です。これは30年度の予算のときにも大きな問題として取り上げている、浅川町の職員が何となく元気がない、そして機敏に町

民のさまざまな情報、そういうものに反応していないのではないかと、こういうふうに言われておまして、私もそう感じています。

例えば、この議会で1番議員から浅川町の情報を言ったときにも、そっちからは何も情報を話してこなかったと、こういうのは私はとんでもないことだと思うんです。やっぱりよかれと思って町民が電話を入れたり、通告したりしたのに対して、これこれこういう状況であるので今こういうふうに行っていると、その働きかけが終わったならば、その人にこういうふうなことでやりましたと、商工会でも今こういう状況で努力中でありますというふうな返答がしかるべきであると思うんです。これは社会的な常識であります、そういうものさえやっぱり守られていないと言わざるを得ないんです。例えば、細かいようですけれども防犯灯をあそこにつけてほしい、あるいはカーブミラーを直してほしい、道を直してほしいとか、道路が壊れているから舗装しなおしてほしいとか、切実な声が寄せられていると思うんです。それは電話をする方しか生かしてこなかったんですけれども、役場に電話するも、役場に行って話をするのも非常に勇気が要るんだと、たまたま区長さんを通じてやる場合もあるけれども、気がついたときにということでそういうことをやるのに勇気がいるんだということを知って、私は町民が勇気を出してこの話をしたのに何の返答もないと、こういうものは言語道断だと私は思うんです。町長、これは職員教育の徹底を図るべきだというふうに思うんです。

その具体的なものとしてお伺いしたいのは、1つはやっぱり初任者教育です。この新採用した際の教育、例えば社会的な……

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 10番議員には、田中議員また議事進行をかけたということであとで言われるかもしれませんがせんけれども、現在はいわゆる質疑の時間ですので、質疑と一般質問をきちっと区分けして、そして議事進行をしていただかないと、原則的には質疑の中では自らの考えをやっぱり基本的に述べてはならないと、要するに聞きたいこと、疑問なこと、そういうものについて質疑するということが質疑でありますから、ひとつ議長のほうで整理していただいて、よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田君、簡潔をお願いします。

○10番（角田 勝君） はい、簡潔にしたいと思います。

ただ、自分の考えをというようなことについては、質疑の中にも特別制約はされておきませんので、ただ簡潔に申し上げます。ちょっとお叱りを今、なんか水が入ったようなそういう気になりましたので失礼いたしましたけれども、46ページの成果表のこのリタイアの問題です。農家が農業をやめるという点での、ここ5年間程度のそういう数字、そして現在の農家はどのぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

それから、成果表のページ53です。橋梁の修繕工事の予算が決算されております。ここは、河川のことだと思うんですね、そうじゃなくて私がお尋ねしたいのは、農道やいわゆる耕作地に向かう複数の人たちが耕作している、これも農道でしょうけれども、そういうところの簡易な橋なんかの補助というか、修繕というか、そういうことなんかは町としてはなされているのかどうか伺いたいと思います。

それから57ページ成果表、この住宅の入居者との懇談会、こういうものが直接町はやられておるのでありますか。例えば、本庁舎に集まってもらって、そういうことをやっていかなければならないのかなと思うのですが、そういうものは決算に出てきていないと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 6点ぐらいでしょうか、質疑がございましたが、私のほうから2点ほど答えさせていただきます。

先ほど課長から、がんは他町村より本町は物すごく実施率は上がっているのは先ほどお答えしたと思いますが、今後、積極的に啓蒙あるいはPRをさらにしていきたいと思っております。

あと災害の予防は、やっぱり今自然災害がかなり日本全国被害がこうむっておりますので、本町においても早めに撤去するものは撤去して、あるいは工事を行うところは工事を行っていきたくて思っております。

あと町民が通告したり、あるいは連絡しても速やかに連絡が来なかったということは大変申しわけないと思っております。これからは連絡を受けた場合には速やかに、早急に、早めに連絡することをまずお約束をいたします。

その他は各課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 何点かおただしありまして、まず1点目の公共物の解体における工事の取り扱いということの内容かというふうにご理解した中において答弁したいと思います。

あくまで公共工事での発注ということで、民間工事と対比するべきものではないのかなというふうには考えております。ただ公共工事の解体工事、これについては規模によっても確かに今お話あったとおり、大規模になれば一定の積算根拠を明らかにして、産廃の処分方法も明確にして費用を算出した結果、入札に付すということが、これが原則でございまして、根拠のない費用でもって競争入札に付すことは適切でないというふうに考えております。

ただ実務上、一定の小規模の解体工事につきましてはお話若干ありましたとおり、見積もりによる随意契約という形態をとらせていただいております。本年度についても、里白石小学校校長住宅におきましても面積の規模、なおかつ建物内の消耗品とか、そういった処分品がないという本当に建物のみということで、これは積算するまでもなく一定の見積もりによる随意契約で可能ではないかということで、見積もりを徴収したところ、金額でいいますと予定価格で100万以下であれば、そういった見積もりによる随意契約で対応しているということで、実務上は取り扱いをしております。担当課は建設水道課かと思いますが、町営住宅においても一定規模の建物については見積もりによる随意契約ということで、実務上は予定価格で100万円以下についてはそういった方法で対応しておりますので、それらを超える額については、やはり発注に基づく費用の算定根拠、予定価格、これの算出が必要ですので、それらについてはやっぱり一定程度積算をして解体工事を競争入札にするというのが適切でないかというふうに判断しております。

もう一点は人事評価に関係する件でございますが、大変恐縮でございますが電話等があったものに対して回答が遅れているという状況であれば、これは速やかにそういったものに対しては、そういうようなことのないように是正したいというふうに考えております。

それとあと初任者研修というふうなお話もございましたが、この人事評価においてもそういった個人の目標に対する評価の中において、いろいろそういった住民の対応についての評価もどうかという項目もございまして、そういった人事評価の中においても、そういった個人の目標と1年間の実績評価の中でそういったものを自己

評価する部分もありますが、それ以外に初任者研修、または中間管理職とか管理職とか、職員に対する県で実施しています自治研修センター、こういったところに初任者については3日程度、初任者研修ということで研修を受けていただいております。

また、中間での係長、課長補佐、課長とか、そういった一定の役職になった場合においても、県の自治研修センターで行っている形式というところに研修をしております、そういった職員の能力開発ということで、一定の人事評価とは別にそういった研修を取り扱っているということの対応でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 恐らく災害復旧工事のことを指しておられるのかなということで、私のほうで答弁をさせていただきたいというふうに思います。

どの時点で工事を発注するのかというふうなのはあるのかというふうなおただしかなと思いますが、特に小野久保の先の左側の道路のところは崩れているというのは、道路通行されている方よくご存じかなと思うんですけども、公共施設災害復旧事業を国庫補助でやるとほぼ100%のお金が国から来るということで、確かに一昨日も答弁の中で国庫補助に頼らざるを得ない状況であるというふうなお話はさせていただきましたが、若干業者さんにもどのぐらいかかるのかなという概算の見積もりはいただいておって、恐らく300万か400万以上はかかるんじゃないかというふうなお話をいただいています。角ブロック等の対応が必要なので、そのぐらいの金額はかかるかなというふうに思っています。それを単独事業でやるというのが町としても財政負担が大きいですということで、できれば災害復旧事業を待って、ちょっと申請をするということでご了解をいただきたいということで、田んぼの所有者の方等にもちょっとお願いをしているというような状況でございます。

それ以外にも、ここで申し上げていいのかわかりませんが、ストップをしている場所というのは何か所かございます。そういう場所につきましても、1時間当たり20ミリ以上、1日当たり80ミリ以上の雨が降った場合については、災害の該当ということで申請できるのですが、浅川町だけでその雨量が多かったというときには県全体と浅川町だけになってしまう、そういう気遣いもあって、ほかの状況も待ちながらやっているというのが現状であるというようにご理解いただければなというふうに思います。軽微な工事につきましては、なるだけ道路パトロールや河川パトロール等を通じて、単独事業でできる分については早急に対応したいと思いますので、よろしくその辺のご了解をいただきたいというふうに思います。

それから、農道にかかっている橋ということですが、一部その多分町道にかかっているものもあるかなと思うので、私のほうで町道分につきまして説明をさせていただければ、浅川町の町道にかかっている橋梁については31ほどございます。長寿命化計画の中で地域とか、あとは危険度の優先順位を決めて順次整備を図っていくということとしておりますので、いわゆる町道分にかかっている橋についてはそういうことで整備を図りたいというふうに考えております。

それから入居者との懇談というふうなお話を多分されていたかと思いますが、町営住宅の入居者の方の特にいろんな事情があって町営住宅に入居されている方も多いですし、役場はかなり問い合わせがあって同行してほしいということでもいろんなご相談を受ける場面も多々ありますので、その都度早急に自宅訪問したり、対策を講じておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、成果概要書の46ページでしょうか、右から11行目の機構集積協力金、経営転換協力金のこの理解ということのおただしということで回答いたします。

30年度につきましては、この経営転換協力金、いずれも農業をリタイアする方で3名。過去にはこの制度ができたのが26年度からですが、28年度には2名の方がいらっしゃいました。今年度も今のところ相談が2件ほどある状況でございます。

それから先ほどの建設水道課長の答弁というか、農道橋につきましてはいろいろな規模といたしますか、受益者の関係とか小規模なものからありますので、その都度ご相談いただきながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお聞きいたします。

まず第1点は、浅川町各会計決算審査報告書です。この中の3ページにあるわけですが、これを過去3年の性質別決算状況という表がありまして、その中でそれぞれの決算額が出ております。それで構成比、それから前年比ということで、これ一般質問の中でも若干述べた部分があるんですが、まず人件費が構成比が18.7%、28年度は14.9%、29年度は15.7%、それが30年には18.7%というふうにふえております。

それと、人件費が前年度に比較して1.8、ところがこの表の一番右側の前年比で見ると維持補修費、これだけが20.7%ということで異常に増額になっているんです。ところが、それ以外についてはほとんど投資及び出資金の12.2%、繰出金の3.3%を除いて、そのほかは全部減額になっております。そういう中で人件費だけが1.8%伸びているんですが、これについてこの理由ですか、これを説明いただきたいと思います。

それから今度は一般会計歳入歳出決算書のほうに移ります。これの18ページ、12款1項1目1節の農業農村整備開発事業分担金ということで、収入未済額147万4,783円上がっております。これは昨年もあったかと思うんですが、この内容について、それから何人分なのか、今後どうなるのか、この点についてご説明いただきます。

これぐらい入ったって大丈夫ですか。

次に26ページ、5目1節の社会資本整備総合交付金事業であります。これで393万3,000円の収入未済額があります。これは国の補助金、国庫補助金ですか、やっているんですがこの大名大塚のこの事業については総額は幾らだったのか、それで現在までに幾ら終了しているのか、その結果として399万3,000円未済額、これは入っていないということなんだと思うんですが、これについてご説明をいただきたいと思います。

それから30ページ、30ページの4目、下のほうであります。2節の林業費補助金、収入未済額として4,407万円が次年度へ繰り越しになっております。それで、これも合計幾らと、それで幾ら終了している、それでこの4,407万円が残高になったのか、この辺についての理由をお聞かせいただきたいと思います。

さらには次のページの32ページ、一番下のほうです。16款2項3目1節の生産物売払収入ということで、収入済額75万6,000円になっておりますが、これは城山の間伐代、売り払いということであります。この事業は県の事業でやっている事業だと思うんですが、これはこの間伐したりなんかして出たこの現物、この材料につ

いてはどのような経過をたどって、売り払いをすることになるのか。また、この売り払いは町が主体で全て行うことになるのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから次のページの34ページ、上のほうの17款1項1目寄附金、一般寄附金ということで52万円計上になっております。これ初日の説明の中では50周年記念で寄附があったとかというふうな説明があったかと思うんですが、これをもうちょっと具体的にご説明をいただきたいと思います。

それから38ページ、これは21款1項3目の社会資本総合整備事業、これで560万が収入未済額になっております。これは調定額が4,220万ということであります。この社会資本総合整備事業については、浅川町では何件かの事業を行っているような説明がございました。この560万の繰り越しがなぜ繰り越しになったのか、それから社会資本整備事業の概要について手短にご説明いただきたいと思います。

それから40ページ、次のページの2款1項1目7節の賃金748万9,000円計上されておまして、不用額として194万2,293円が不用額となっております。初日の説明では4名分ということで、嘱託3名、臨時1名分だということでしたが、なぜこのような194万2,000円という多額の不用額が出たのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それから次のページの42ページ、2款1項1目13節委託料624万9,050円、5名分ということでありますが、この内容については何なのか。なお、ここに不用額が37万6,950円計上されております。その点についてもご説明いただきたいと思います。

続きまして、47ページの2款2項2目の償還金及び利子及び割引料ということで163万2,258円支払済みで払っております。これの明細をご説明いただきたいと思います。

続いて48ページの頭のほうの19節負担金補助及び交付金ということで840万円が支出になっております。それでなお不用額が150万と、これは初日の説明では漬物加工場ということで聞いたと思いますので、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

大変いっぱいあって申しわけないのですが、何しろ1年分の決算についてですので、それから58ページ、3目20節の扶助費1,200万4,209円の支払済額であります。これについて不用額が827万7,791円と不用額が出ております。この理由と内容についてご説明いただきたいと思います。

続いて66ページの19節負担金補助及び交付金ということで、681万5,000円の支払済額でありまして、これは浄化槽ということで説明をいただきました。13基と説明いただきました。この13基の内訳をお聞かせください。

それから下行きまして、4目13節委託料1,411万9,230円、これについてはインフルエンザ等予防注射に要した、支出した額だということで説明がありましたが、不用額が217万9,770円出ております。この不用額についてお聞かせください。

それから68ページの6目委託料493万8,300円、支払済額であります。不用額として343万1,700円不用額が出ております。この不用額の理由をお聞かせください。

それから72ページ、2目の共同福祉施設、11節の需用費の中に光熱水費ということで76万5,087円が計上されておりますが、共同福祉施設の電気水道代として76万5,000幾らという支出は多いのではないのかなというふうに感じたものですから、理由についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて76ページ、上のほうの19節です。負担金補助及び交付金、これは農業者への補助金ということで、主

に機械購入の代金だと思えます。これに1,342万2,216円の支出がされておりますが、不用額が133万2,784円出ております。それでその機械の補助、何件で何名分なのか、その詳細について説明してください。

それから76ページの下の方、6目の13節委託料、これは八紘園の管理委託料だったと思えます。この932万9,880円のこの八紘園の管理委託料について説明してください。なお、これは不用額70万3,000円残っております、これについてもご説明ください。

そして、その下の15節工事請負費ということで738万1,800円計上しております。これについては担当課長、これ建設課も同じなんです、この工事請負費について説明の中の説明だと、成果表の何ページを見て下さいということで説明されております。しかし、これ私ども議員側からすれば、この決算書そのものは説明資料であって、この資料の中でほぼわかるように、理解できるように説明していただいているものと思っております。なお、それで不明なものについては、今私がやっているような形で再度説明を受けるということでやっておるんだと思うんです。これは成果表の何ページを見て確認してくださいというのは、これはちょっとおかしいと思う。今後こういうことのないようにひとつお願いします。それでこれについて説明をしてください。工事請負費738万1,800円、不用額111万8,200円についてであります。

それから、その下の19節負担金補助及び交付金827万255円、これも土地改良等の支出ということで67ページを見てくれという説明でありましたが、あえてここでご説明をいただきたいと思えます。

それから78ページ、一番上の7目の19節1,145万9,868円負担金補助及び交付金、これは中山間地域等直接支払事業、これについては幾つの事業で対象がどこなのかということで説明いただきたいと思えます。

それから8目の19節負担金補助及び交付金、これについては13地区ということでしたが、もうちょっと詳しく説明してください。それから、その下の2項1目13節、これの5,330万8,040円でありますが、これに繰越明許費が5,168万、ここ全額に近いですね、この分が繰越明許費になっておりますが、これは繰越明許になった理由について説明いただきたいと思えます。

次82ページ、8款2項1目13節、下の方の1,344万6,247円委託料、これ測量設計ということでありましたが、どこの測量設計だったのかご説明いただけます。なお、これについて不用額が293万3,753円出ておりますが、この理由についてもお聞かせください。

それからその下の15節6,368万8,640円の支払済みであります、これも修繕費等だということで成果表を見てほしいということでありましたが、あえて成果表ではなく担当課長直接に手元に資料があるはずですから、丁寧に説明してください。なお、この事業についても700万の繰越明許費が出ています、ですからその理由についてもお聞かせください。

84ページ、4項1目下の方です、13節の委託料140万4,000円ということで、これはみなし道路云々というような説明があったと思ったんですが、これについてちょっと理解できませんでしたので、ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、今度一番下の28節繰出金の中で、支出額が1億2,436万4,848円のうち、190万3,152円の不用額が出ております。そして、これは住宅管理費ですから128戸と言われたかな、これ1戸当たりになると100万ぐらいの支出になっておりますので、これについて説明をいただきたいと思えます。

間もなく終わります、86ページ、2目13節の委託料、支出額が182万8,408円でありますが、不用額が10万

4,592円残って出ております。この委託料についての中身を教えてください。

それから、90ページの10款1項2目事務局費の賃金、7節であります。908万2,740円、用務員等支援費ということで説明があったかと思えます。それでここに332万7,260円の不用額が出ております、約3分の1ですね。これについての説明をお願いします。

94ページ、14節の使用料及び賃借料ということで、支出額が137万116円ございます。これはパソコンそれから地代ということで説明がありました。これ里小の分です。それでこの地代の37万5,000円について、これは今後どのようにするのか、これについて特に町長の方針をお聞きしたい。これ個人の用地を里小用地として借り上げている部分です。これについてどのような方向でやっていくのか説明をいただきたいと思えます。

それから104ページ、公民館の部分ですか、104ページの15節です、工事請負費168万2,640円ということで、大ホールの修理、それからスロープ、トイレ等の修理をしたということで168万2,640円の支出であります。この公民館については、これまでの一般質問でもたびたび申し上げてきましたが、もう大改修だと、もしくは建てかえの時期に来ているわけですね。これが延びれば延びるほど今回のようなこういう形での修繕費がどんどんかさんでいくわけです。町としてこの公民館について建てかえということを考えているのか、大改修ということを考えているのか、それとも全く考えていないのか、その辺についてご説明いただきたいと思えます。

それから後ろのほうで115ページですが、その下のほうに普通財産ということで山林その他建物ということで表記されておりますそれぞれ。これについては私もここ何年か前に一般質問で取り上げております。この山林の所在地や、山林がどうなっているかということについて町はどの程度、どのように把握しておられるのか。そして少なくとも何年もたってきてわからなくなってくると思えますので、この明細の中にはどここの何番地のどういうものですよと、部分林とかも入っているんですね。そういうものをもっと詳しく説明されてはどうかかなと思うので、その辺についてお聞きしたいと思えます。

それから118ページ、車の車両の分です。これも一般質問で取り上げましたが、現在33台所有しております。その33台の所有台数というのは多くないのかということで見えております。これについて今後まだ今年度、来年度、台数まだまだふえていくということなのか、何でこんなに必要なのか。一般質問でも申し上げましたが、23年度には23台だったわけですが、それが現在33台。1回目の答弁では18年当時は職員の車を、自家用車を利用した関係があって23台で済んでいたんだと、今は全て公用車で賄っているから33台なんだと、こういう答弁をしておりますが、その辺についてもうちょっときちんとした答弁をいただきたいと思えます。

大変長らく申しわけありません。118ページ最後です。基金の部分について、基金で浅川町財政調整基金、これがこの表では7億8,500万円計上されております。しかし、担当者の説明では5月末現在では8億3,000万になっていますよと、こういうことでございます。これほど多額の財政調整基金が果たして必要なかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思えます。

大変数多くて申しわけありません。答弁簡潔にお答えください。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私から、里小の今後の借地の件についてですよね。これ建物ある限りは、今年度は当然このままでございますし、建物を壊すのか、あるいは第三者に渡すのかはまだ決まっておきませんので、しばらくの間は借地権はこのままにいきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） それではページごとにやっていきたいと思います。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めにご質問ございました、決算報告書の中における3ページの過去3年間の性質別決算状況における3年間の人件費の比率が29、30年度にかけて増となっているということかと思いますが、この内容はどのような内容かということだと思います。人件費がふえているということのおただしかと思いますが、これについては人件費がふえているという内容につきましては一般質問でもございましたように、平成30年にこども園が開園したということに伴いまして、臨時嘱託職員等もふえましたので、大きな要因とすればそういうことが比率に反映されたものというふうにご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まずページ17、18ページの農業農村整備開発事業分担金についてでございますが、これにつきましては平成の10年代に、旧農業地域整備公団が石川分の農業整備事業を行いました。その中の区画整備等についての個人負担分のもので、現在2名の方が未納となっております。2名の方が未納となっている状況でございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設整備課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 25ページと26ページに記載をされております、14款2項5目の土木費国庫補助金の内訳について説明を申し上げたいと思います。そのあとに社会資本総合整備交付金の内容を簡潔にということでしたので、それから説明をさせていただきたいと思います。

以前は土木事業の補助金につきましては、さまざまなメニューがあって、それぞれの所管で事業を出していたのですが、現在については何回かご説明を申し上げているとおり、社会資本総合整備交付金ということで認可をされております。

この中に節の1と2というふうに分かれておりますが、節の1の社会資本整備総合交付金のところにつきましては新設改良工事等がそこに該当しているんだと思います。1の社会資本整備総合交付金の内訳は、大明塚・背戸谷地線、それから曲屋・破石線、城山第2団地と保健福祉課で行うやさしい住まいづくり助成金なんかもこの中に含まれております。

次に、2節の社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）でございますが、これは道路の補修や橋梁の補修等が主な内容となっております。町においては再見形・袖山線の舗装補修工事、それから里白石・木和田塚線ののり面の改修工事、それから滝大川橋の橋梁の補修工事と、あとは橋梁の来年度以降の工事のための設計業務の委託等の補助となっております。おおむね補助金につきましては55%前後というふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

それから繰越明許費の内訳、収入未済額の内訳というふうなことございましたが、6月の繰越明許費決算書の説明の中でもご説明を申し上げているとは思いますが、土木費の中で翌年度に繰り越しをしている工事が2件ほどございます。社会資本総合整備交付金の399万3,000円繰り越しでございますが、これは町道曲屋・破石線の繰り越しの国庫補助が繰り越しに伴って翌年度に交付されるということで、その分の交付金となっておりますが、道路新設改良費で83ページ、84ページの中に960万の繰越明許費であったと思うんですけども、そ

の中に960万が繰越明許費を設けておりますが、その中の財源ということで翌年度に繰り越しをしているということでございます。

その下の26ページの333万8,000円の収入未済額の件でございますが、これは町道再見形・袖山線、道路の舗装補修工事でございます。これにつきましても81ページ、82ページのほうに道路維持費の中で工事請負費で700万円ほど翌年度に繰り越しをさせていただいております。その国庫補助金の財源分を翌年度に繰り越しすることで、再見形・袖山線全体のということでしたら、ちょっとここでは仕分けていませんので申しわけございません。

なぜ繰り越しになったのかというふうなご指摘ございましたが、昨日の答弁の中でも申し上げたとおり、繰越明許費につきましては補助金を有効に活用させていただくもの、それから他の工事の兼ね合い等もあって、どうしても翌年度に繰り越しせざるを得ないものにつきまして、平成30年度からをめぐりに繰り越しをさせていただいたものについては6月の議会の中でも報告をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） ページ29、30ページの下段のほうの林業費補助金の繰越額が4,407万円でございますけれども、これにつきましてはいわゆる設計部分、年度別計画で大草地区と、それから城山地区のほうの森林整備のほうにつきまして繰り越したものでございます。

なお、年度別計画につきましては現在事業が完了しておりますが、城山地区については現在もこれから本格的に始まる予定となっております。

引き続き31、32ページの生産物売払収入、一番下でございますが、これにつきましては29年度繰り越した町有林、旧山白石財産区の間伐材の売却でございます。それでそういう取り扱っている県へ届けている取り扱いの9社のほうに見積もりを依頼しまして、その結果75万6,000円という金額で契約し売却したものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 34ページの17款1項1目一般寄附金52万円の内訳ということでございまして、これについては第一精機株式会社浅川工場を設立50周年記念事業によりまして50万円の寄附と、一般寄附で2万円があった52万となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 21款1項3目の土木費……

〔「ページ言ってページ」の声あり〕

○建設水道課長（八代敏彦君） はい、これから申し上げます。

社会資本総合整備事業債、37ページ、38ページです。

先ほどの国庫補助金の説明でも申し上げましたとおり、道路維持費及び道路新設改良費で翌年度に繰り越しするものが1,660万ほどあるということは先ほども申し上げたとおりでございます。それに伴う国庫補助金以

外の部分について90%が起債を借り入れすることができるということで、財源として翌年度へ繰り越しするものでございます。

1点は曲屋・破石線の分が300万円、再見形・袖山線の分が260万円ほど繰り越しをしております。工事はいずれも終了しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 39ページ、40ページの再質になります。

2款1項1目7節賃金におきまして、不用額194万2,293円の不用額は何かということございまして、これについては臨時嘱託職員における勤務状況によりまして、嘱託職員において病気による入院とか、あとは一時期運転手の方がいなかったというふうな、そういったそれぞれの事情によりまして、結果的に194万2,000何がしの不用残が出たということの内容でございます。

以上です。

〔「次のページ」の声あり〕

○総務課長（江田豊寿君） すみません。次41、42ページの13節、上の2款1項1目における13節委託料、624万9,050円と、これの内容ですが、これ職員の健康検診、人間ドック等で5名の方の委託費と、もう一つは人事評価制度の委託でございます。この2件ございまして、不用額の37万6,000円については、それぞれ人事評価委託の請け差ということになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 47ページ、48ページ、2款2項2目賦課徴収費の中の23節償還金利子及び割引料の内訳につきましては、法人町民税の予定納税に対し、確定申告された税額が減少になった場合に生じる還付金が主なもので、平成30年度につきましては18件となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） これにつきましては、840万の内訳ですが、農作物加工場補助で590万円、春夏秋冬の花火で250万円の支出をしておりますので、不用額として結果的に150万円となったものでございます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 58ページになります。58ページの3款1項3目老人福祉費の扶助費ということなんですけれども、この扶助費につきましては老人措置費ということで石川郡の判定に基づいて、措置によって施設に入居させる方の費用ということで、昨年ですと6名おって、途中で4名になったということで、これは交付税のほうで進めて算定されますので、その予算を当初で全てとっておいたという形になっております。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 66ページ、4款1項2目環境衛生費の19節、合併浄化槽設置補助金の13基の内訳でございますが、新築で5人槽が6基、新築7人槽が3基、新築10人槽が1基、それから改修で7人槽が2基、改修の10人槽が1基、合計13基となっております。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 66ページになります。

4款1項4目の予防費の委託料の1,411万9,230円に対しての不用額の217万9,770円ということなんですけれども、これどうして余ったのかということなんですけれども、これ実はいろんな予防費、昨年先行しまして麻疹・風疹の予防のほうの国のほうの対応がありまして、前年度で対応できる分はということで、今年度からことしにまたがって麻疹・風疹の青年予防の費用が計上した残として余ってきたということでご理解いただきたいと思えます。

それから、68ページになります。

4款1項6目の母子衛生費の13の委託料、支出済額が493万8,300円に対して、不用残額の343万1,700円の不用残の理由ということなんですけれども、これ母子健康事業はいろんな事業、妊婦健診、一般健診等含めまして行っておりまして、この中に不妊治療の費用、それから産後ケアシステムという対応をしております、この応募が少なかったということで費用として残っているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 71、72ページの共同福祉施設の需用費のうちの光熱水費でございますが、まず電気料が月平均5万円、12カ月で約60万円、それからガス代が年間、毎月2,200円程度で3万円程度になります。そのほか水道料が月、現在のところ約2カ月で1万3,000円程度となっている状況でございます。

続きまして75、76ページの農業関係の補助金でございます。農業機械の補助につきましては、総額で13件で支出額は488万8,000円となっております。不用額の133万2,784円の大きなものにつきましては、農業機械につきましては当初予算500万円でしたので、11万2,000円程度予算があります。そのほかの鳥獣防護柵のほうでも予算100万円でしたが、実際の支払いが7件で28万円程度でしたので、72万ほど残っております。

それから農地流動化のほうで250万円を予算化しましたが、213万5,000円程度になりましたので不用額としては133万程度の不用残というふうな形になりました。

引き続き農地費のほうの委託料でございます。まず八紘園関係の委託につきましては、機械の保守点検、それからシルバー人材さんへの草刈り等の委託、それから水草を30年度には実施しまして、それらがあわせて約84万円程度になっております。そのほかこの委託料の中で、中根袖山地区の土地改良施設、排水路の調査費用820万円が含まれています。そのほか、大草地区の排水の設計業務で29万円ほどを支出しておる状況です。

それから15節の工事請負費の内訳ですが、農道関係の修繕について4件で約134万円、それから用水、排水路関係が15件で517万円となっております。そのほか水路のゲートの設置等において2件で約90万円ということとなっております。

農地費の負担金のところ大きいんですけども、農道コンクリート関係の補助につきましては688万3,000円。それから浅川町土地改良区への運営補助として60万。棚倉町土地改良区への運営補助として50万円、それから社川沿岸の土地改良区で事業を実施している地区につきましては、浅川町の負担金として21万7,000円ほど支出しております。

77、78ページの中山間地域等直接支払事業費の19節の交付金の内訳でございますが、成果概要書申しわけありませんが48ページになります。48ページの右下がこれの内訳となっております。西今田から畑田まで8協定

について内訳がこのようになっております。

それから、多面的機能支払事業費の19節の交付金の内訳につきましても49ページ、成果概要書の49ページの右側の表でございます。みのわ環境保全会から袖山環境保全会までの13地区についての明細がこちらとなっております。

引き続き6款2項1目林業振興費の13節の繰り越しでございますが、こちらにつきましても先ほども申し上げましたけれども、城山地区の間伐関係、森林整備、それから大草地区の年度別計画のものを繰り越したものでございます。なお、決算額の支出額については29年度から繰り越したものが出ております。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは予算書の81ページと82ページをお開き願いたいと思います。

委託料の工事費の内訳ということで伺っておりますので、漏れてしまうところがあればその都度ご指摘いただければなというふうに思っております。

最初の8款1項2目の道路橋梁費の13節委託料の内訳でございます。ご指摘のとおり成果概要書の53ページには記載されておりますが詳細については説明させていただきたいと思います。

測量設計委託につきましては、かなり数がありますので、すみません。まず、測量設計委託につきまして、里白石・木和田塚線、再見形・袖山線、それから今年度実施しております滝ノ下・塩ノ沢線の3件の測量設計委託を実施しております。それから立木伐採、側溝清掃作業の委託料もお願いをしております。除草作業についてはシルバーセンターに単価契約をして、年に5回に分けて実施をいただいております。ロードレース大会前、それから浅川の花火の前、さらには殿川の河川敷等についても一部実施をいたしております。それから側溝清掃委託業務も含めて支払件数は10件で合計276万1,447円ほど支出をしております。

それから集積場の雑木等処理業務ということで、立木や除草した草をためておく集積場がありますので、その処理業務の委託をしております。それから、修繕設計委託料ということで橋梁の補修なんですけど、一応今年度発注を予定しております大草川橋の調査測量設計を実施しております。それから、30年度実施しました滝大川橋の工事の積算業務の委託も実施をしております。それから自転車道管理委託料として3行政区に36万ほど払っております。合計で1,344万6,247円でございます。

次に工事費について申し上げたいと思います。工事につきましても主なものについて申し上げたいと思いますが、同じく53ページに記載をされております。

まず区画線の整備工事でございますが、4件ほど発注をして329万2,000円となっております。次に道路維持工事17件の内訳ですが……

〔「課長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 成果表の何ページに……

○建設水道課長（八代敏彦君） 先ほど申し上げました。それで詳細に説明させていただきたいということでしたので詳細に説明させていただいております。中身について詳細に説明させて……

○10番（角田 勝君） 金額聞こえてきちっと今言っているところが……

○建設水道課長（八代敏彦君） それを説明してくださいということでしたので、私のほうで説明させていただ

いています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） やっぱりちょっと時間が長くなるので、多少はしょってもらってもいいと思うんです。一つ一つ丁寧に明細にしなくて。それでその成果表ではだめだというのは、これ初日の説明のときに説明すればいいですよ話で、そうすれば私たち質疑するわけですから。そのときにほとんど説明しないで成果表の何ページ見てくださいますとか、そういう手を抜いた説明では困るということで、建設課長の分ここまで……

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、簡潔に。

○建設水道課長（八代敏彦君） それでは、ご説明が不十分だということでおわびを申し上げたいというふうに思います。

84ページの4項都市計画費、1目都市計画総務費のみなし道路の委託費の内容ということでございますが、みなし道路というのは、現在はその都市計画区域内で家屋を建てられるところというのは、町道等の道路に面したところでなければ防災の関係、消防の関係等も含めて建てられないということになっております。この2項道路、いわゆるみなし道路というのは狭隘道路、4メートルない道路で建築基準法、昭和二十何年だか忘れましたが、建築基準法施行以前から家が建ち並んでいた道に対しては、そのセットバックという4メートル分を加工してバックすれば家を建てられますというそういう道路が町にございます。

それから位置指定道路といって、道路に4メートル分自分のところで道路をつくって、そこに接するような形で建物を建てるという位置指定道路というそういう道路があります。

そういう道路につきまして、今まで紙ベースでうちのほうで保存をしておりましたが、データ化をしまして、図面、パソコンですぐに業者さんとか住民の方が来ても閲覧できるような形で整備を図ったデータの整備の業務の委託料でございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、もう少し簡潔に言ってください。時間も時間ですから、お願いします。

○建設水道課長（八代敏彦君） 次に住宅管理費なんですが1億2,436万4,848円ということですが、これにつきましては工事費の中に城山第2団地の屋根と外壁の改修工事費が含まれております、委託料も含めてです。繰出金の中に宅地造成事業特別会計の9,141万9,000円の繰出金を入れておりますので高額になっております。この残金190万3,152円は一応サポート事業を実施したところ、125万2,000円ほど残金が出てしまったので、大きな残金の理由はサポート事業で申し込みがなかった分の残金ということでご理解いただければなというふうに思います。

〔「13節」の声あり〕

○建設水道課長（八代敏彦君） 13節の委託料ですね。

すみません、これも57ページのほうに委託業務として載せてございますが消防用設備保守点検業務、それから建築設備定期検査業務、それから配水管の洗浄を数年に一度実施しているということで135万円を実施しております。それから庭木の剪定の委託を実施しております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） それでは89ページ、90ページのうち、教育費の事務局費の7賃金、不用額

332万7,000円につきましては、各学校の用務員、支援員、介助員がおりますが、要勤務日数のうち実勤務日数分の支給した残額と、一時期用務員、介助員がそれぞれ病気や子供の介護により空白になった時期があったためです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 休議の時間になってきたんじゃないですか。

大丈夫なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 途中でできない。

社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 104ページの公民館費の15節の工事請負費でございますが、168万2,640円その内訳につきましては、公民館大ホール玄関にスロープを設置した工事でございます、そちらが129万6,000円。このほかに公民館洋式トイレ温水洗浄機能付の便座に取りかえた工事が38万6,640円でございます。今後の中央公民館の改修または建てかえにつきましては現在は決まっております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 決算書における115ページでございますけれども、先ほどおただしあった（2）番の山林についてのおただしかというふうなことで、115ページではなくて116ページということによろしいでしょうか。ページ数で言えば116ページの（2）番の山林の取り扱いのおただしというふうなことで、115ページではないということによろしいですよ。

〔「山林の部分でしょう」の声あり〕

○総務課長（江田豊寿君） 山林ですから116ページの（2）の山林ですよ。

山林についておただしですので、これについては決算年度中における増減がございませんでしたので、資料については大変恐縮ですが持ち寄っておりませんので、内容については今説明できる状態にはございません。ただ、町有財産ですので適正に管理はしていくべきものというふうな認識はしておりますので、ご理解はいただきたいというふうに思います。

次に118ページの117から118にまたがっています2番の物品、自動車の件でございますが、これについては現在公用車につきましては、各課に管理している公用車と大きく2つ分けております。職員全体で利用する公用車ということで、それぞれに管理形態を分けまして、職員全体で使う公用車についてはパソコン上予約制をとっております。これについてもほとんどが埋まっている状態で、今現在の台数、これについては創意工夫をして活用しているという状況でございますので、平成23年対比で10台ふえるということで、単純にふえた理由についてどうかと問われましたが、これについては一般質問でも説明あったように、各種イベント等において従来なかった軽トラック、そういったものも3台ほど購入しておりますので、そういったものによっては必要台数がふえているものということでご理解をいただければというふうに思います。

基本的に公用車についても創意工夫をしまして、経費節減を図るというふうに考えております。また、今後

の増減が見込まれるのではないかということですが、現段階においては今後の事業展開、いろいろさまざまあると思いますので、今後の取り扱いについては当初予算で必要ですと説明するなどして、必要なものについては説明した上でのご了承いただければというふうなことで、今現段階では明確に今後の増減については説明申し上げる状況にはございません。

もう一つにつきましては、同じ118ページ4番目の基金（1）の浅川町財政調整基金について、提案理由の説明時において、決算書においては決算年度末現在高7億8,500万、実質的な残高については5月末現在で8億3,000万説明を申し上げました。これについては本来ですと、決算年度3月31日までに基金のほうへ予算上の額を繰り入れるわけですが、予算上の額と実際の現金、出納室における現金が基金のほうに繰り出金ができないということで、出納閉鎖の期間、決算年度中の出納閉鎖期間に特定した収入が入った時点で基金のほうに入れているという状況ですので、基金の管理は3月31日までには入らない関係上……

〔「議長」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私聞いたのが、額が多過ぎるんじゃないですか、どうなんですかという聞き方したんです。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、簡潔に。

○総務課長（江田豊寿君） 多い少ないについては、これについては繰越額の2分の1については財政調整基金に積み立てるといふ会計法上といいますが、そういった繰越金の取り扱いにもありますので、決して多いとか少ないとかではなくて、そういった財政法上の制約も受けた中で必要額を積み立てしているものということでご理解をいただくしかないものと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 再質問はここで休議して、休議をとってからにしましょう。だから、再質問は保留にします。そういうふうに諮ってください。予定では11時15分に休議をしてということだったので、ぜひ一つ。

○議長（円谷忠吉君） それでは1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時30分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 午前中に引き続き質疑なんですけど、時間の関係もありますんで、また答弁いただいとおむね方向性がわかりました。

それで、非常に今回の決算書見て、内容的にバランスが悪い。これは恐らく皆さん方、参与の方々も十分承

知していると思うんです。それから、説明をお聞きしても全体的に、本当に説明が不十分だと思います。もっと、やっぱり明快に、きちっと自分たちでまとめたやつですから、きちっとした説明をしてほしいと思います。

それから、里小の土地について、町長にもう一回だけお聞きします。里小のこの個人私有地はですね、これあの……

○町長（江田文男君） ちょっと、聞こえないから、もうちょっと大きな声で、すみません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中君、もう少し大きい声で言ってください。町長が聞こえない。

○8番（田中重忠君） 里小の個人用地、あるいは、前もって借地、町長はずっと借地を借り続けているんだということでありましたけれども、借り続けていたんでは、買いたいという人とか、借りたいという人とかいう人に、非常にこう難しい問題だと思うんです。これはだから、最優先でこの私有地については、手だてをしておかなければならないと思います。もう一度、町長の答弁をいただきます。

それから、決算書全体に不用額が余りにも多過ぎます。この不用額はこの前の議会までに、ある程度どのくらい残るかわかっているはずですから、これは補正予算で減額して、決算のぎりぎり、決算書にまでこれだけ多額の不用額を掲載するというのはいかがかなというふうに思います。

以上でございます、ですから、里小の土地ですね。

あともう一つは公民館。公民館の建てかえか、大改修かということでお聞きしたんですが、町長は今はその考えはないという答弁でありましたけれども、これはもう十二、三年前から振興計画の実施計画に載せていて、そしてやられてこなかったものなんで、これ町長やっぱり、本当に速やかに実行するその手だてが欲しいと思います。

以上、お聞きして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 里小の土地は、当然一部借りてございます。それで、今、建物がまだ建っておりますので、建物があるうちはやっぱり借りていなくちゃいけないですから、今後どのようになるかはまだわかりませんが、今年度中は私は借りているとおっしゃいました。また、不用額が多い、まことに申しわけありません。これは次年度使うように、なるべく不用額が少ないように今後指導していきたいと思っております。

公民館の建てかえ、あるいは改修かということにつきましては、今さまざまな検討をしております。これ何十年も今までやっていなかったということは、これは大変おわびを申し上げますが、今後、もし利用者が使っていて公民館がもし、万が一何かあった場合は大変困りますので、ぜひ近々、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（田中重忠君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） ここで、町長にもちょっとお伺いしたいのですが、浅川町には奨学資金基金というのがあります。その中に入っている中で、小室源四郎ヨシコ夫妻奨学金というのがあると思うんですが、まずこれまでの実績何かも聞きたいということと、この資金を今、一応浅川町のその中では、これは利息を使って運営

するということになっていると前にお伺いしましたけれども、果たしてそれで、どういうふうに行っているのか、みんなそういうのを利子に回せるのか、今後そういうことを聞きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 小室基金に関してはですね、私より担当課のほうより答えさせますので、すみません、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

源四郎さんの基金につきましては、昔1億5,000万。そのうちの利息を運用して奨学金に活用していただければというご遺志のもとに動いてきました。前の議会でも答弁したとおりなんです、今現在、貸し付けは行ってはおりません。返済者の方が3名おまして、その方の返済の事務のみを行っております。

今ほどのご質問で、まず、今の、今年度の貸し付け希望者は、1名のみでした。去年は、ゼロでした。その前の年も2名程度で、ここ数年は借り受け者は少ないと思われまます。町の奨学金もありますが、なので町の奨学金で対応は十分にできていると思われまますし、今後、この源四郎さん基金につきましては検討の余地はあるかと思われまます、今現在どうしようかとは決まってはおりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 前にもその話は聞きました。浅川町の歴史にも載っていると思われまます。使わない金を置いて、そういう基金というただの名目にするのが果たして妥当なのか。それとも、今現在、浅川にはもう奨学資金を払っている人がおられます。この奨学資金というのを借りる人は本当にさまざまな家庭の問題があつて、いっぱいおられると思うんです。ぜひに、今、町で小室資金を町に全て任せてもらえるような方向に進めるのが妥当だと思われまます、もしできないならば、今後町としての考えを早急に出さないと、何もなんない金、資金使えるんだということにしておけば、当てにする人がいるじゃないですか。ぜひ、浅川町ではこうしたいということを本人と話をし、町長、ぜひ違う方向にもって行けるように、ひとつ頑張ってください。お願いしまます。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は、いいですか。

○1番（岡部宗寿君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めまます。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） まずは、原案に反対者の発言を許しまます。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 共産党議員団代表として、本案に反対の討論をいたします。

本決算には、保育の半額負担やこども園の延長、時間が延長されること、あるいは各種の支援金の支給を行ったことなど、前進もあります。また、健康カレンダーの経費が出て、一般会計から出すことに決まって、そういう指針が出されたことも前進であります。

特に、浅川町で大きな課題でありました里白石、山白石小学校の統合ですね、問題もなくスムーズに統合が行われたこと、これからその跡地をめぐる問題はありますけれども、統合がスムーズにやられたということについては、我々評価したいというふうに思うわけであります。

ただ、この本決算では、がん検診の有料化がそのまま補正されずに実施されました。そういうことも含まれております。

それから、介護保険が1割以上の値上げになって、本当に年金の少ない高齢者にとっては、大変な負担なんです。年金の半額近くも取られてしまうなどという切実な声が出ています。一般財源から繰り出してほしい、というふうに思います。

さらに、職員教育の強化の問題は深刻であります。町民からあるいは議員からの指摘に迅速に対応していない、こういうことです。もちろん、職員が健全にちゃんとして、さまざまな町民の方々と対話しているそういう事実もあるわけでありましてけれども、町民の職員に対する批判は、非常に厳しいものがあります。これからの浅川町は人口的にいたって少なく、そういう小さな町では、本当に力を合わせて、小さくても非常にきらりと光るそういう町づくりをしていく、そういうふうに職員の資質は欠かすことのできない問題であります。どうか、質疑の中にもありましたけれども、職員の研修を重ねて、そして、一社会人としての立派に当たり前のことも、例えば挨拶やあるいは返事、あるいは対応、そういうものをきちんとする初歩的な問題から専門的な分野に向かって勉強していただきたいとそういうことを、町長初めとする努力をぜひお願いしたいと最後にそのことを申し上げたいと、反対討論にしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第1、認定第1号 平成30年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、認定第2号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表し、平成30年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に賛成の答弁を行います。

平成30年度当初予算に私たちは、反対しました。町は1年以上にわたる国保税滞納者に対し、事情を考慮せず、機械的に資格証明書や短期保険証を発行し、その割合が現在、他町村と比べても、極めてひどい状況にあったからであります。私たちは、滞納者個々の事情を考慮し、機械的な発行をすることなく、一般質問でも取り上げ、町長や保健福祉課長から個々の事情を考慮し、慎重に対応をするという答弁を打ち出しました。その後、資格証明書の発行もなくなり、短期保険証の発行件数も減りました。このように、滞納者に対する冷たい対応が一転、是正されたことを評価し、この決算認定に賛成をいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第2、認定第2号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、認定第3号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、認定第3号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、認定第4号 平成30年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 2点ほどお尋ねします。

第1点は、介護サービスの受けておられる人数、4億5,819万1,277円支出と書いてありますが、これの対象となった人数をお聞きしたいと思います。

それから、同じく6項の特定入所者介護サービスの2,854万371円の対象人数が何人か。

以上、2点についてお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ちょっと、もう一度ご質問のほうを確認したいんですけども、まず、保険料の対象になった人数ということでいいでしょうか。

○8番（田中重忠君） いや、サービスを利用している……

○保健福祉課長（坂本高志君） サービスの利用している対象になった方、それからもう一点は。

○8番（田中重忠君） 今度は、特定入所。

○保健福祉課長（坂本高志君） 特定入所の人数ということ。

○8番（田中重忠君） だから、1項と6項について、お聞きしたんです。保険給付費の中の、1項と6項。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、保険給付の内容につきましては、成果の概要のほうにも表示しているんですけども、その中でまず、居宅介護のサービス者、受けた方が153人、それから、介護施設での受給者数、これが1号、2号で75人という形になっております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、75名ということで、これは浅川の町民が75名、もちろん、浅川の介護保険だからね、75人がこれを利用して施設に現在入所しているというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 浅川の被保険者ということですので、浅川の住民ということで理解していただいて結構です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（田中重忠君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 反対討論を申し上げます。

予算のときにも指摘をしたんでありますが、この介護保険の経費を納める方々の年金というのは、多くの方が2カ月に1回分の年金のおよそ半分近いような、そういうことを天引きされる介護保険料に悲鳴を上げている、それが実態であります。やはり、今後、予算は、決算はそういう中にやはり繰り出しをするのは当然ではないか。やはり、高齢者の不信、良心というものを考えれば、まずこの介護保険、これを我が町が値上げをしないで済むような、そういう道筋をするのが今求められているのではないかということ指摘させていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第4、認定第4号 平成30年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、認定第5号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、認定第5号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、認定第6号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 非常に農業集落排水事業については、毎年監査委員からも指摘されておりますけれども、加入者の加入の促進を図るべきだという指摘であります。限られた場所、限られた地域の中での加入というか、使用でありまして、さまざまな混乱があるのは当然だと思うんです。しかし、若者の新しい住宅なんか建てば、当然その住宅などについては、この農集の供用になるだというふうに思うんですが、その点、そういう事実はなかったのかということが1つと、それから、この加入促進の努力をここ何年も聞いてないですね。どういう形でやってきたのか、その努力の跡をご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これも、確かに大きな問題だと私も認識しておりますが、加入促進についてはお話ししておりますが、現実に進んでいないのは事実でございます。

今後、当然、加入促進を進めて、あるいは、新築のうちができれば当然加入を勧めていきたいと思っておりますので、議員さんもお協力のほどお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 加入の促進は。

○町長（江田文男君） 今までの実態。

○10番（角田 勝君） どういう形で……

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、加入促進のことですけれども、例年大草地区のその集落排水につきましても、維持管理組合という組織がございます。それで年に一度総会があるわけなんですけれども、その際に、口頭で浅川町でも住宅改修のうち、下水道の接続等につきましても、補助がもらえますよというようなお知らせはしていたわけなんですけど、ことしについては、再度口頭でもなくその周知しました回覧等についてチラシを全員の方にお配りをいたしました。建設水道課さんのほうでやっております生活環境改善サポート事業の中でも、下水道等への接続工事ができますよというところの周知を再度したところで、その後、何軒かの方からちょっと問い合わせとございますか、そういったような話があるようには聞いています。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） その家、その家のさまざまな事情がありますので、経済的な負担をしなくてはならないわけですから、無理やりになんていうことはできないと思うんですけれども、ただ、農集事業はそういう意味では、この15戸の今、加入のところでは供用人数47人、そして、予算の執行はおよそ900万円なんです。だから、そういう意味では非常に、何ていうんですか、町が大きな負担をしているんだというふうなことを、改めて考える必要があるのではないかとこのふうにも思うわけがあります。

先ほど質疑しましたところの、例えば、新しいうちを建てる場合には、その地域ではこの農集に入るというのは、義務化されていないのですか。法律的にも、規則的にもそういうものは、そういうふうにはなっていないのでありますか。

そして、やはり促進するようなそういう水道事業でやっている優遇措置のような、そういうものなんかも私は、改めて考える必要があるのかなというふうにも思うんです。

そして、また、この地域として一体該当する地域は変わっているんだと思うんですが、この地域の農集の地域は、総戸数としては何戸で、現在は何人ぐらい住んでいらっしゃるのか、それも合わせて改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農業集落排水につきましても、公共下水道法ではなくて、浄化槽法の適用ということになります。ですので、必ず接続義務があるかといいますと、恐らくないと思われまして。ただ、現実問題として、実際、仮に新しい住宅を建設する場合については、浄化槽を設置するよりは集落排水に接続したほうが、コスト的には、費用的には安価に上がるものだと思います。

それから、戸数ですけれども、現在、維持管理組合の方というか、集落エリアにつきましては、28戸の方が接続可能なエリアに住んでいらっしゃるというふうにして、そのうち15戸が加入されており、15戸の加入者の総数につきましては、ことし4月1日時点で47名という状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最後になりますけれども、公共下水道のような義務化ではないというふうに課長がおっしゃいましたが、新しいうち、全てをこう壊して新しく建てれば、やっぱりこっちのほうが、将来にわたっての維持費とかいろいろ考えれば、浄化槽がいいんだというふうになるんでしょうけれども、若い者がすぐ近くに別棟で建てるということになりますと、今も使っている7人槽なら、7人槽につなげば、改めてこの経費はかからないというそういうことにもなるんですよ。こういうふうな建築法上ではなくて、浄化槽法律的でなければですね、家族の人数が多くならない限りはちょっと住宅から離れても、今の浄化槽につなげば、それで済みますよね。だからそういう、何ていうんですか、ネックがあるのかなというふうには思うんですが、ぜひ、担当者もいろいろ大変だとは思いますが、地域の皆さんにいろいろ説明をして、1戸でも2戸でも入っていただけるように、なお一層の努力をお願いしたい、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○10番（角田 勝君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 確認でちょっとお聞きしたいんですけれども、農業集落排水に認可を受けたエリア内というのは、恐らく農業集落排水ではなく、合併浄化槽とかそうしたものの補助対象にならない。そのエリアは、新しくうちを建てたり、例えばトイレとか浄化槽とかそういうものの工事になった場合には、要するにつなぐことが条件で認可されているのではないですか。私はそのように認識していたんですが、その辺がちょっと角田君と違っていたんで、ここ確認したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 私の理解ですけれども、下水道法ではない事業です、農業集落排水事業につきましては。ですので、何ですか、そのエリアについて必ず接続するというような義務は、恐らくないものと理解しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 課長ね、やっぱり、きっちり確認してください。と思うでは、だめなんだと思うんですね。

それで、国としては、農業集落排水事業で補助金を出して、そのほかにまた合併浄化槽で補助の対象になるということはないと思うんです。ですから、公共下水道エリアでは、合併浄化槽ではなくて、公共下水道に接続することが条件になっていると思うんです。それで、許可になっているんです、認可になっていると思うんです。その辺は、今はいいですから、答弁はもういいからね。その辺についてはきちっと確認をして、正しい

あれで、この後の議会に説明をしていってください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私も今8番議員がおっしゃったのと同じような疑問を持っております。

合併浄化槽で排出する排水よりもきれいな水が出せるから、国はわざわざお金を出して補助金を出してそういう農業集落排水事業に取り組むわけですから、公金を投入してそういう環境をつくったのに、接続しないでいいよというのは、ちょっと考えられないので、改めて確認をお願いしたいというふうに思いました。

それと、私もう一つ聞きたいのは、合併浄化槽の維持管理費だけで、年間450万円かかっております。で、現在この450万円というのは町が負担しているものだけではなくて、加入者の方の利用料というのかな、そういうのも含めてこれが維持されていると思うんですけども、現在、加入率は50%ちょっと超えた割合だというふうに思うんですが、これが100%加入して接続してもらえるとというふうになったら、町が持ち出す維持管理費というのは、大体幾らぐらい減っていくのかと、その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、先ほど加入率というか、接続者につきましては、15戸プラス集会所等屯所で17戸、年間決算書でいいますと、215、216ページにありますように、農業集落排水使用料として約75万円ほど収入がございます。ですので、これに単純に倍ではありませんけれども、全員加入しまして、年間140万程度になるのかなと思います。で、歳出のほうを見ますと、公債費だけで440万円ほど、それから施設の維持管理で450万円、30年度においては工事請負費で流量計の更新を行った関係から、例年より260万円程度多い状況となっております。ですので、全員加入されても、70万円程度の増が見込まれますが、毎年やはり500万円以上の繰り入れが必要になるものと思われま。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 全員が加入して、加入利用料を払ってくださっても、やはり町の持ち出しはかなり大きいと、維持管理するだけでね。そういう状況はわかります。それは公共下水道事業も同じような状況だと思います。

ただ、皆さんが入ってくれば、大体70万円ぐらいの町の負担軽減にはなるとこういうようなのは、はっきりしているわけですから、そういう意味でも私はもっと真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思うんですね。70万円の予算があれば、町長、町民から寄せられている要望でかなえられることって結構あると思うんですよ。ですから、その財源がここに隠れているわけですから、ぜひ、真剣に取り組んでいただきたいなというふうに思うんですが、町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりだと思っております。本当に、全員加入できるように、そして、その75万円が入ってくれば、町民に還元できますので、一生懸命職員ともやらさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、認定第6号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、認定第7号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 3点ほどお尋ねいたします。

227ページ、1款2項1目下水道事業受益者負担金1節の現年分収入未済額21万6,400円、これは何件かお尋ねします。

続いて、その下、2節滞納繰越分、平成30年度の決算では34万6,800円不納決算を処理しております。何年から滞納となっていたもので、何件処理したのかお尋ねいたします。

続きまして、2款1項1目1節の現年分の下水道使用料収入未済額が108万1,116円ございます。これは何件の滞納があつて、最大で1件でどのぐらいの滞納額があつたのか。

その下、2節滞納繰越分、不納欠損で14万100円、不納欠損処分をいたしております。何年からの滞納で、今回、30年度この欠損を処理したのかお尋ねいたします。

あと、歳出のほうなんです、消費税額どの辺に、幾らで出ているのかちょっとお尋ねします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 227ページ、下水道受益者負担金の現年分、収入未済額の人数と件数でございますが、5人で5件となっております。

次に、2番の滞納繰越分の34万6,800円の不納欠損は何名かということですが、4名となっております。

もう一つ、使用料及び手数料の下水道使用料の現年分の収入未済額108万1,116円でございますが、33人で96件となっております。その他の滞納繰越分につきましては、14万100円ですが、5名分となっております。

不納欠損につきましては、水道の収入金につきましては、時効5年ということでございますので、平成24年分につきましては、不納欠損をさせていただいております。

次に、雑入の中に341万850円の雑入の中に消費税還付金が含まれております。

これにつきましては、雑入の全てが消費税の還付金となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） わかりました。

雑入の314万が消費税の還付金という。納めている金額は、じゃ同じ金額でよろしいですかね、314万納めて314万還付されているということで、よろしいですかね。支出の項目にその消費税額が出ているのであれば、この項目のこの中のこういう金額ですよということがわかれば教えてください。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 上水道も同じなんですけど、消費税の計算につきましては、町でいただいている消費税額があります。納付すべき消費税額がありますが、そこから町のほうで工事の発注とか商品の売買によって、支払っている消費税分があります。正確にはあれですけども、大体消費税分としておおむね150万程度、すみません、計算合わないか。うちのほうで消費税を支払っている分について、おおむね580万程度で、それぞれのいろいろな計算があって、結局341万850円を還付を受けていますということとなっております。ので、いただいている消費税分は、内部留保として持っているのではなく、歳出分、町で消費税を払った分に相殺をされているというふうなご理解をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 課長、その相殺されているということで、戻っていった金額は出ているけれども、この下水道事業から幾ら支出したってことは、この決算書には出ていないということではよろしかったんですかね。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 払うべきものともらうべきものが相殺されて、実際のところは百何十万かは支払ったことと、あとは580万ぐらいは戻ってくるというものの相殺として、340万円ほどが歳入として上がってきているということをご理解いただければなと思います。

○4番（須藤浩二君） だから……

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

○4番（須藤浩二君） 議長、すみません。答弁。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 歳入に側には幾ら還付したかというお金は出ておりません。相殺されておりますので、あくまでも歳出側の雑……すみません、歳出側には支払っておりませんので出てなくて、歳入側に還付金が雑入の中に341万1,000円が出ているということです。

○4番（須藤浩二君） はい、オーケー。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただ今の担当課長の答弁を聞いていて感じたんですが、要するに担当課長そのものも、しっかり理解していないんじゃないですか。やっぱり、最近の決算とか予算立ての中で、そういう事項が結構多くなってきているんですね。ですから、皆さん方が執行する側で、私ども事前に説明するわけですから、説明する側がはっきり明確に説明できないのでは、私や議員は全く理解ができないと思う。それについても先ほどの農政課長と同じく、議会が終わってからでいいですから、きちっとやっぱりそこは確認をして、こうだという形を出してください。

以上です。答弁いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、認定第7号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、認定第8号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、認定第8号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、認定第9号 平成30年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 初日にこの上水道事業の決算書について説明があったんですけども、この上水道事業会計ですか、これは企業会計になって恐らく十二、三年になるかと思うんですね。ところが、いつも何度聞いても、よく理解できない。で、担当課長が、何ページの例えば有形固定資産税幾ら、幾ら、土地幾ら、幾らと言って数字を追って説明されれば、ああそうなんだなということですけども、この会計そのものがどういふふうに動いているのか、一目見て普通のほかの会計だったらわかるんですが、この会計については、余りにもわかりません。

さらには、未収金というやつ、これは担当課長、説明のうちに言っていますけれども、未収金の中に、2月、3月分が含まれていて、それがいわゆる納入期限が近いので未収金扱いですよと、これのほかに今まで簡易水道時代からずっと未収金があるんですね。これらについては、この説明書の中で幾らでも分類して説明できるわけですから、そういう形で説明してほしいんです。ですから、そういう説明など非常にこう大ざっぱであれだから、全く理解不能になっています。もともとこの事業会計そのものが、一般の人にはほとんどわからないような仕組みになっているんですね。ですから、それは国も県も、各市町村も全部このやり方でやっていますからどうこう言いません。ただ、我々が理解できるようにその他、附属的な資料をつけたり、そういうことでもっともって理解できるようにきちんとしてほしいんです。

その辺について、ご答弁願います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 決算書についての説明がわかりづらいというふうなことでございますので、なかなかその企業会計の決算につきましても、難解のものでもございます。私自身につきましても、十分に理解

しているということはなかなか難しいかなというふうに思います。

そういう意味で私も十分勉強させていただいて、しっかりした説明ができるように努めてまいりたいと思いますのでご了承いただければなというふうに思っております。

未収金につきましては……

○8番（田中重忠君） いや、いいです。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それで、ただ今、担当課長もわかりにくいということでありました。でも、これが企業会計の様式だということで決められていますので、これをいじるわけにはいかないと思うんです。ですから、これを補足して、説明するほうも説明される側も理解できるようなことをきちんと工夫してやっていただけないでしょうか。恐らくこの企業会計の説明を初日に受けまして、ここにいる参与の皆さん方、恐らくどなたも理解できなかったと思うんですね。少なくとも、商業簿記、工業簿記これらの会計は、どなたが見てもわかるようにできているんです。ですから、その辺のところをよく理解して、今後きちんと説明の方法をしっかりと工夫していただきたい、そのことを申し上げます。

終わります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 資料によりますと、町で生産した水道水の2割はお金にならないでどこかに行っちゃったという水です。で、浄水場の洗浄とか、そういうふうに入ったもので使ったものは当然あると思うんですが、私は漏水で失われた水道水というのも相当あるというふうに思っております。

それで、町はこの漏水対策について、平成30年度どのように取り組まれたのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 昨日ご説明申し上げたとおり、不明水の割合が20.2%ほどございますというふうに説明させていただきました。中身につきましては、議員さん申し上げたとおり漏水等の不明水、それから配管における配泥作業メーター感知量などが含まれておりますが、ご指摘のとおり漏水等の不明水が大きなものということは間違いがないかなというふうに思っております。

町においては、老朽化で石綿管も多くありますということで、なかなかその発見、その漏水が起きてから対処せざるを得ないというふうなことが主になってしまうというのも現状でございます。配水管の延長もちょっと多いということで、なかなか網羅されていない、その点検等も網羅されていないというのも現状かなというふうに思います。

実際のところ30年度につきましては、漏水調査は実施をしておりません。31年度におきまして、石綿管で特に怪しいと思われる箇所は実施をするということで、今、計画をしている最中でございます。

特に、町内から滝輪方面に向かってのところが一度漏水があつたりとかして、多分そちら方面がちょっと怪しいのかなということで、今年度そこを重点的に漏水調査を実施する予定をしております。少人数での対応になってしまい、なかなか対応ができないというふうな面もありますが、十分検討しながらこうやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今、現状は漏水が発生してから対応しているというお話がありました。

でも、気がつかないところでいっぱい漏水しているわけですね。ですから、漏水が発覚した場所ですよ、水があふれ出てきてしまって発覚した場所しか対応していないという状況だということだと思います。で、職員が少ないので、なかなか対応ができないんだけど、怪しいところはちょっと31年度やってみたいということでした。しかし、そういう対応で本当にこの漏水問題に適切に対処できるのかというのは、甚だ心もとなく思っております。

以前は、漏水調査の会社に、専門家に頼んで漏水調査を行ったということもあったというふうに思うんですが、そういうのは余り効果はなかったんですか。やる価値って余りないんですか。

その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 委託をして漏水調査を実施するという事は、効果はあるかなというふうに思っております。管道の延長がかなり長いということで、町のほうでまず、あらかじめこの場所が怪しいだろうというところを夜間に水を、バルブをとめたりして、水量の変化を見ながら特定をした後、その箇所のうちどの辺が漏水の箇所があるのかというのを業者さんが中にガスを入れたりとかいろんな方法、音調で探知したりということで調査をすることになると思います。

今年度につきましては、一応委託をして、先ほど申し上げたちょっと怪しいだろうと思われる場所について、調査を業者さんにも委託して、まず町の職員と一緒にやるということで計画をしております。

それから、どうしても石綿管が多いということで、石綿管の更新が単独事業でなかなかできないということもありますので、ならば少しずつでも対応して、新しい配管にできるように、ほかの関連事業等ともあわせて実施をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町民にどうなっているんですかと私が聞かれたときに、どう答えたらいいのか、例えば給水原価ですけど、181円13銭ですか、そして、未収水道料金が132円36銭ですか。そうすると1戸当たり、例えば平均で年間、これだけ使っているということになれば、その町の料金と比較すれば、相当なその赤字ですよ。ですから、私は皆さんの赤字を例えば、水量からすると、何万円も町は負担しているんですよ、その金額が今課長わかりますか。私は、そう町民は聞くと思うんですよ。しかし、町は一体、起債も借りてどんなに金が出されているのか、そして、1戸当たりになると、大体平均1年間収める何分の一は、同じ収入で賄っていることがわかれば、町民も、そんなにやっぱりこう町を負担して、この地方では1番うまい水だと言われるような、そういうような水道を提供して、ありがたいなというふうに思われるんだと思うんですが、

どうですか、そういう町民から聞かれたときの答弁はどのようなふうにしたほうがいいんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なかなかご質疑ですね、なるべく答えられるように私も勉強して、担当課のほうにも答えられるように、もう一度正々堂々と町民に胸を張って、水はおいしいんだからそのかわりお金も払ってください、そのかわりこういうふうで、このようにお金もかかりますからという説明できるようにやっていきたいと思っております。

〔「課長は」という声あり〕

○町長（江田文男君） 課長ですか、じゃ課長にも答弁をさせますので、ご了承願います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 269ページと270ページに書いてあります事業収益に関する事業とその下の事業費用に関する事項というところの、それを何ていうんでしょう、順にわかりやすくということかなと思うんですけども、少なくとも、どういう順にするのかということなかなか難しいかなと思うんですけども、説明しているとおり供給単価ということで、皆さんに1立方メートル当たり幾らぐらい町の水道料金の中で負担していただいているのかというのが、新たに180円。

その下の事業費用に関する事項ということですけども、これはあくまでも維持管理経費にかかるものを有収水量で割りかえたもので、例えば建設工事とかにかかわっているお金については、町から出されております。そういうのを含めると、313円のとても大きな数字になってしまうんですけども、建設用地については、町として費用を負担して、それ以外の維持管理費用については、313円が実際その水をつくるためのお金ですよというふうに説明したんです。その差額の分を町のほうから補填しなければ、できないというふうなことしかちょっと説明できない。もうちょっと説明できるように、私も勉強したいと思っておりますが、今のところは説明できればなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今言われていることを書き出すとね、例えば313円が1戸当たりになると、何万ぐらいの負担になるのか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 1戸当たりの料金に換算してどのぐらいになるのかという計算におきましては、個人的な家庭においてどのぐらいの水道料金がかかるのかということにつきましては、料金の計算をすると、大体2カ月で多分、4人の家族で7,000円ぐらいだったかなというふうに、すみません、ちょっと今、資料は持ち合わせていないんですけども、恐らく7,000円強ぐらいの金額が、4名で1戸当たりの2カ月分の水道代かなというふうに思っております。上下はあると思うんですけども。

それをその水量で割りかえたところに、町のほうで幾らこう負担しているのかという計算をすれば出るかなと思うんですけども、今、ちょっとその細かい数字も持ち合わせていないので、1立方メートル当たり、例えば1戸当たり20立方メートルで、すみません、そう言っても難しいので……

〔「はい、いいって」「ちょっと待って」の声あり〕

○建設水道課長（八代敏彦君） すみません、1人130円分だって、1立方メートル当たり高くなっていますって、こういうふうな説明しかないのかなというふうに……

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の総務課長が前建設課ですから、そっち説明できますので、すみません。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 私も担当課長の先ほどの説明はいかかなものかというふうに思いますが、決算資料にあります。今、話をされている内容に対する中身ですが、決算書の268ページ、これをお開きいただければと。3の（1）業務量になります。この表において、30年度分ですね、欄があると思います。30年度分の欄で左側に配水量ということと、その下に有収水量とありますんで、この配水量というのは、配水地から配った水の総量です、年間の、67万7,067トンと。それに対して、お金になった有収水量がその下の53万3,561トンと、この差額分ですね、これが単純に漏水している量というふうになります。これが、14万3,506トンと、差引くんですね。これをじゃ、この表の年度末の給水人口6,134人で割れば、結果的に23トン、1人当たり23トン、年間漏水として流れているというふうになりますんで、年間23トンということは月に、12で割り返せば1.9トン、約2トンですね。1人当たり2トン分の水が毎月漏水として流れています。じゃこの2トンに対する費用ですけれども、それについては、次のページの269ページと270ページで、供給単価と269ページの下には供給単価が181.13円、下の270ページの供水原価ということでこれが313.49円。原価が313.49円に対して、原価割れして181円で売っているというふうになりますんで、その差額は132.36円になります。だから、1立米当たり132円の原価割れで売っている。それに、今、前のページで説明した2トンを掛ければ、264円になるんですけれども、132円の2トン分が毎月漏水していますよと。そうすると、1カ月当たり1人漏水分として260円の負担を払っていると、ざっくりと数字を追った中でそういう負担が支払われている、1人当たり、1カ月ですね。そういうふうに一定程度、そういう見方もできるというふうに説明できれば、一定程度は理解してもらえるのかなと。

なかなかおわかりにくいかと思いますが、まとめて言いますと、年間23トン不明水が1人当たり出ていますよと、月に換算すれば約2トン、6,100人に対して不明水が出ていますと。それに対する供給単価と供水原価の差額分を掛ければ、月当たり264円程度は不明水で、何ていうんでしょ、失われているというふうなことかと思うんです。

そのような内容でご理解できるかどうかわかりませんが、一応そういうふうに言っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、認定第9号 平成30年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを起立によって採決

します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第37号 浅川町森林環境譲与税基金条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この森林環境譲与税ですか、これに関する法律案についてということで資料が出ております。それで、これは担当課長に申し上げたいんですが、これは平成36年から課税ですよ。平成36年っていうのは、令和何年ですか。おそらく令和6年だと思うんです。こういう資料出すときには、令和にきちっと乗りかえてわかりやすく出していただけませんか。

それから、森林環境譲与税の創設は平成31年度からということは、令和元年度からですか。そうならば令和にきちっと乗りかえて、書きかえて、そして提出していただきたいと思います。

それで、令和6年から創設されるこの税条例の施行について、こんなに急いでやる必要があるんですかね。これはあれですか、森林環境税について条例を制定しなくても、森林環境譲与税は国から入ってくるんですか。わかりました、この点について説明いただきたいと思います。

別な税の創設ですよ。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 平成の表記につきましては、申しわけありません。平成36年度は、令和6年度のことでございます。

それで、法律でいいますと、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律という法律が、ことしの3月に施行されております。それで、この法律の概要の資料1の1枚目の一番下のほうですかね、括弧で注1とあります。平成35年度までの間は、その交付税、譲与税、特別会計で先に国のほうでどういような借り入れというのはどういふような仕組みかはわかりませんが、前もって、実際の課税につきましては令和6年度から課税になりますが、譲与税につきましては今年度、令和元年度から前倒しして譲与されるということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ですから、この条例案については、新条例を定めることについては、令和6年から徴収

することになる、いわゆる年額1,000円のいわゆる税金について条例を定めると。

あと一方は、あと一方じゃなくて、これ森林環境譲与税の創設ということで、これは町がいただくことになるんですね。それとセットになっているわけですか。それとも別々なんですか。

ですから、令和6年からですから、それまで浅川町がこの条例を整備しないとどうなるんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、今回の浅川町森林環境譲与税基金条例につきましては、今年度から森林環境譲与税が譲与されます。それを、一時的に積み立てをするための基金を設置したいという趣旨で、今回提案させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本条例の第3条2項は、もっとも確実かつ有利な有価証券にかえることができると、この基金をね。で、私、浅川町には各種基金があるわけなんです、見たところ預金で管理しなければならないという条例と、あと預金のほかに有価証券にかえてもいいよとこういうような2通りあるようです。

今回、このもっとも確実かつ有利な有価証券にかえることができるが、確実、有利な有価証券って一体何なのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 具体的に私も、もっとも確実かつ有利な有価証券っていうのが、どういうものかということですが、この条例等につきましては、各、他の公共団体、あるいは浅川町の条例等も参考にしながら作成したものでございますが、この取り扱いにつきましては、ちょっと、私もうまく答えられるものはちょっと持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは、絶対もうかる株式なんていうのはあり得ないわけでありまして、むしろそういうのは、ないと思いますね。

これと同じような管理の仕方を認めているのが、財政調整基金。これについては、やはり有価証券にかえることができるよって防衛規定があるわけです。これ今までに、何かそういう有価証券にかえて管理したなんていうことはあるんですか、その点を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） 現在保有しておりますのは、普通預金、そのほか定期預金がございますが、そのほか株券としまして、国債で所有していたこともございます。現在持ち合わせておりますのは、株券も持っておるという……

〔「基金で」という声あり〕

○会計管理者（須藤寿行君） 基金では持っていませんが、株券も別に保有はしてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） よろしいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 数点お尋ねいたします。

まず、今いろいろ聞いていて、ちょっとこれ、大変だなと思ったんですけども、まず1点目、確認したいところお尋ねします。

この資料2ページ目、下の段に令和元年度から3年度まで、浅川町では試算として99万5,000円、これ年額なのかその3年間で99万5,000円譲与税として国から送られるものなのか、まずこれ1点目。

そうすると、計算して令和6年度までに町に入ってくるお金というのが出ますよね。そして、私が思うに、平成31年4月1日施行ということになって、譲与税を国から先にもらうわけですよ、町がね。その後なんです。36年、令和6年から国内に住所を有する個人に対して課する課税、オギヤーと生まれた人から、人でも収入がなくても、税率1人1,000円もらうよと年間。そういうこの森林環境譲与税に関する内容ということで、理解してよろしいんですかね、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 資料2枚目の下段のほうの読み方ですが、令和元年から3年度までの欄で99万5,000円とありますが、これは各年度ごとですので、元年、2年、3年度はおのおの99万5,000円でございます。4、5、6年度は、それぞれ単年度では149万2,000円というような試算となっております。

なお、今回の補正予算のほうの歳入のほうで99万5,000円というような歳入と合わせて歳出のほうの積み立てで99万5,000円というような数字を上げてございます。

それから、年間1,000円の税率でのことですが、個人住民税の均等割が課税される方ということで、赤ちゃんからお年寄りまで全ての町民、国民にということではなく、課税されるべき人に課税されるということになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 今読みましたらそうですね。個人住民税と合わせて徴収すると。先にお金を99万5,000円もらっちゃったと、その後、すごい独壇場だと思うんですよ。先に金くれる、だけど、平成6年度からは年間1,000円その住民税と合わせて払ってくれよと、恐ろしいですね、国のやっていることは。

森林を守る、だって森林組合とはその森林の専門家がいて、国有林とかそういう林業で働く人たちがなりわいとしてやっているのに、それに今度、じゃ国民ももっと協力しなさいよという。それにあなたたちも1,000円出してくださいねというような法律ですよ、要はね。

でも、これ賛成しなかったら結局、もうもらっている、歳入に入ってしまった99万5,000円どうするんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） もう今年度の予定ですと、9月から年2回に分けて、合わせて99万5,000円の

予定で、試算で入る見込みとなっております。必ずしもその基金を設置しなければならないかということではなく、その交付を受けた年度内に、それにこの使途、1枚目にありますけれども、中段の下のほうに、森林環境譲与税の使い道があります。市町村においては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及、啓発等の森林整備及びその促進にかかる費用に使ってくださいということですので、もし、この基金条例が設置できないということであれば、この使途に沿った形での何か計画をする必要が出てくると思われま

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 非常に、こう、おっかないですね。というのは、これはもう、私たちが賛成する、反対する以前の問題になってしまっているんじゃないですか。

ちょっと、課長と町長にお尋ねしたいんですけども、もう、これ、ここからは国の目の前にお金がぶら下がっているよ、だから、これ、ちゃんと条例をつくってやりなさいね。説明がこれだけで、果たしていいのかというのは、私はやっぱりさっきから言っている1,000円の利益が上乘せになってくるということなんですね。

そうであれば、質疑、討論じゃなくて、もうこれ、こうなったからねと報告事項でもいいようなくらの案件になってしまうんじゃないですかね。ああだ、こうだ言って考えるすき間のないようなこういうやり方では、できればもうちょっと時間をかけて、もっとシミュレーションをして、この場合ですと浅川町ではおおよそどのぐらいの金額の負担が森林環境税として徴収されますよと。何件、何人の方から1,000円ずつ取って、どのぐらいの金額が上がりますよ。それで、99万5,000円が入るというのは、前提に見せられて、それじゃ、仮に試算して大体納めた人の人数からして、このぐらいの金額だよと、わずかこのぐらいの金額だから、それより多くもらうんだからいいでしょ、じゃなくて、その負担する人が個人住民税を払う人ということは、平等の税金ではないということも改めてわかってきたということで、一生懸命稼げば稼ぐだけ、それだけ税金付加されるよというだけ。ちょっと恐ろしいね。もうちょっと時間をかけて、議論するべきではないかなと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは国の総務省ですか、総務省が決めたことですので、これは法令遵守には従って、私は提出したとっておりますので、ぜひ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 何ですか。

角田君、終わり、質疑。

○8番（田中重忠君） いや、もう一点、確認したいんだ。

○議長（円谷忠吉君） 確認、何ですか。

○8番（田中重忠君） 我々はこの条例案が出て、条例に反対ならば、反対していいですよ。それはその条例に反対するか賛成するかというのは、その議会その議会の権限ですから。それで、95万5,000円ですか、先にもらったらどうなるのという話になるけれども、これは国のほうで考えて、そういうのはけしからんと言えば、それは戻しなさいと勧告をよこすから、条例を早く設置しなさいと言うから、それはその後の問題で、きょうの議案については、賛成するか反対だけの判断でいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 質疑だから、だから、反対、賛成は、後であるわけですから。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私も理解しているんですけども、ただ、この最初私は、赤ちゃんから全て一人1,000円取るなんてとんでもないこういうふうに議会で話しましたが、これはもう国会でとおって法案になって可決されてしまっているんですね。ですからその法律を守らないということはできないんですよ、もう、日本国民としてですよ、いわばですよ、いわば。ただ、私は日本共産党はこの税の取り方については反対だと。住民の非課税世帯からは取らない、押しなべて1人1,000円なんて所得がそんな億単位の金がある人もようやく毎日食べている人も1人1,000円なんていうのはとんでもない。そうしたら、こういう形でこの……

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、これ質疑にならないから。

○10番（角田 勝君） それで、やっぱり、そういう状況の中で、どうにか我々は判断しなきゃならないことが出てくると思うんです。ですから、私はいろいろありますけれども、そういう受け入れとしてつくっておかなければならないときには、賛成してつくる必要があるのかなとそう思うのでありますが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） もう一度、ちょっと整理しますけれども、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律はもう国の法律で施行されます。で、今回提案していますのは、その譲与税を目的的なものになります。それをうまく管理するために、町ではこの譲与税をもとにした基金をつかって、その中でその用途にあった使い方をしたいということで、単年度では99万5,000円ということもありますので、とりあえずその基金に積み立てておいてうまく効率的に活用したいということで、今回この基金の条例を提案しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これは、条例案で出したんだから、質疑終わったら採決して、反対したい人は反対する、賛成したい人は賛成する、それでいいんです。国で通っていて、それと町の条例を制定することは別ですから。それでいいんだと思うんです。それをわかってください。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君、オーケーですか。

○10番（角田 勝君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

9番。まずは、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

賛成ですね。

〔「いや、反対です」「反対」の声あり〕

○8番（田中重忠君） この条例について反対をいたします。

その理由は先ほどから言っているように、今回初めて出て、初めて私も見たんで、内容的にもみんないろいろ議論されていましたが、まだ理解が十分でないということと、国が法律で通ったから私たちがそれに従って条例を制定して賛成しなければならないという理由はありません。浅川町議会は浅川町議会です。私はこういうふう急にやられた、出されたこういう条例案については、反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表して賛成討論を行います。

まず、本案は浅川町が森林環境税一人1,000円を徴収するためにこの条例をつくるのでは全くないということと、まずはしっかり踏まえなければならないと思います。本案は、国の法律で定められた1人1,000円の森林環境税などを財源とした地方、何だっけ……

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、今言っているのは、反対ですか。

〔「賛成」の声あり〕

○9番（上野信直君） 賛成です。

○議長（円谷忠吉君） 賛成ね。

○9番（上野信直君） そうです。

森林環境譲与税、これを地方自治体が森林環境整備に取り組むように国が交付するから、その受け皿となる基金をつくれということで、受け皿の基金をつくるわけであります。そういうその条例の制定であります。

共産党は、森林環境税が国会で審議された際、目的は妥当だけれども、1人頭1,000円、こういう取り方はだめだということでこれには反対をいたしました。

しかし、この法律は成立をし、徴収される税金の一部が本浅川町にも配分されることとなります。これは、もはや動かしようがありません。

であれば、我々は、荒れる一方の自然を美しく回復させるためにこのお金を有効に活用すべきだというふう考えます。

したがって、譲与税を受け入れる基金の設置には賛成をいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第37号 浅川町森林環境譲与税基金条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで3時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時 8分

再開 午後 3時25分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長から決算の認定について答弁を追加したい旨の申し出がありましたので、発言を許します。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 午前中、上野議員より質問がございました運転免許証返納者タクシー助成事業についての、返納後、いつまで請求できるかという問いに対して答弁したいと思います。

これにつきましては、現在助成事業を実施しております要綱に基づきまして、要綱の中においては、運転免許証の取り消しをした日を起算日として1年以内はできますというふうになっております。

説明を申し上げた来年度からの取り扱いについては、少なくともこの扱いは尊重して、これを下回ることをしないようなそういう方向で作業に入っていきたいと思っております。

以上です。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第38号 営造物の使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 質疑いたします。

認定第1号でも決算のところでもわかったんですが、営造物によるこの値上げは、消費税の改定だと。2%上げた料金で行いたいという趣旨の案ですが、確認したところ、消費税は納めていないと。納めていないんだつたら上げる必要もないんじゃないのかなと思っておりますが、答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

今回、各議案につきまして消費税の改正に伴いましての一部改正になるわけなんです、須藤議員おっしゃることもわかるんですが、こちら、建物の営造物の維持管理にはいろいろな支払いをしております。そちらにつきましては、消費税も当然含めてお支払いをしております。そんなもんですから、今回消費税が上がるといことイコール、こちらとしても営造物の使用料の徴収につきましては消費税分はアップしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 答弁はわかりました。ただ、私は認めません。

それと、いわゆる消費税分の2%だよと取る。テレビとかで言っていたと思うんですね、便乗値上げと。消費税は取っていないけれども、内消費税2%上げるからという思いがありありでございます。利用者の立場から考えれば、私は上げるべきではないと思います。答弁あれば、町長、答弁お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いえ、ございません。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議案第38号を初め、この後に続く消費税関連について反対をいたします。

私は、昨年、消費税反対の議会に出した請願書に賛成して採択しています。ですから、今さら消費税に賛成する気はございません。反対です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 私はこれまで消費税上げるのに賛成いたしました。今、課長が申したとおり、確かに町では消費税は納めてない部分もあると思います。いろいろな経費で消費税を払っているようなわけでございますので、そういう面からおきまして、私はこの案に賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） 原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 反対の討論を行います。

浅川町議会は、6月議会において消費税を10%に引き上げることの中止を求める意見書、これを可決しました。今消費税を上げたら、景気を悪化させ町民の暮らしを悪くするという判断であります。

本案は10月から消費税を10%に引き上げる政府に歩調を合わせ、小中学校体育館の利用料を引き上げるもので到底容認できません。したがって本案には反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第38号 営造物の使用料徴収条例の一部改正についてを起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第38号は否決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第39号 浅川町コミュニティセンター使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 原案に反対いたします。

議案第38号と同趣旨でございます。消費税の納入がないのであれば利用料の改定もしなくていいという思いから、原案には反対いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 私も議会において、この議題に反対、賛成、大いに結構だと思います。しかしながら、問題の消費税10%はもう国で進めているというような現状です。我々がここで騒いでも、町でかかる経費は国に取られるのが当たり前です。それをここで否決するよりは、もう今から皆さんで消費税対策をとったほうが私は道理だと思ったりします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田勝君） 議案第38号に同僚議員が反対の討論を申し上げました。以下、同じであります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第39号 浅川町コミュニティセンター使用料徴収条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第39号は否決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第40号 浅川町中央公民館条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 前号と同じく、納めていない消費税は取るべきではないと思う考えから反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 前にも言ったとおりで、私は賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前議案と同じように反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第40号 浅川町中央公民館条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第40号は否決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第41号 浅川町立あさかわ図書館条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 前号と同じ意見で反対といたします。なお、これからも反対何議案か出ますが、私はただ単に反対するわけではなく、改めて新年度予算からはこの使用料も含めた改正を求めるものであり、今回の消費税増税にかかわる改定は反対、そしてまた、来年度の改正を望むものであります。よって、反対といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前号と同じように、今引き上げて、日本の景気を悪くして、負担を重くするような、そういう状況になりますので、前号と同じように反対であります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第41号 浅川町立あさかわ図書館条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第41号は否決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第42号 浅川町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 前号と同じ趣旨で反対といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第42号 浅川町体育施設条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第42号は否決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第43号 浅川町勤労者テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 前号と同じ趣旨で反対といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前号と同じであります。反対であります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第43号 浅川町勤労者テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第43号は否決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、議案第44号 浅川町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 質疑いたします、端的に。

農業集落排水も消費税の納入はないということによろしかったでしょうか、ご確認をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農業集落排水事業についてはありません。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、了解です」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 本議案第44号 農業集落排水事業に関しましても消費税を納入していないということから、改正を認めるということではできませんので反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前号と同じであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第44号 浅川町農業集落排水施設条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第44号は否決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、議案第45号 浅川共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 前号と同じ趣旨でございます。反対といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前号と同じ考えでありまして、反対とします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第45号 浅川共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを起立

によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第45号は否決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、議案第46号 浅川勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 改正の議案は最後ですので、改めて申し上げます。

消費税を納めていないという観点、それから、やはり使用料の改正、令和2年度の予算からは使用料の改正を求めるものとして、本議案を反対といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 前号での反対と同じであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第46号 浅川勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、議案第46号は否決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第20、議案第47号 浅川町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この条例に関しての値上げによって、平均的な世帯でどのぐらいの負担増になるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 4人世帯で年間約1,000円程度の増税分になるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的にはこれまでの反対討論と同じですが、今回提案された消費税増税に伴う11件の条例の中で、直接町民の暮らしに大きな負担をもたらす改正が本件の公共下水道料金引き上げ案と次の上水道料金引き上げ案であります。

国際問題もこうやってさらなる景気悪化が非常に心配されています。そうしたさなか、政府にあわせて料金引き上げを行うのは、町民の暮らしをますます悪化させることに町が拍車をかけるようなもので、到底認めるわけにはいきません。増税分は町が経費の節減などで捻出し、悪政から町民を守る防波堤の役割を町がしっかり果たすよう強く求めて、本案には反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 本件、議案第47号 浅川町下水道条例の一部改正については、消費税改正に伴う適正な改正だと私は認識しております。国が消費税を上げるということから、本件には賛成といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 私も本案に対して賛成いたします。この下水道に関しては、この地域のエリアとしても利用価値が非常に高いわけでございます。この観点からいくと、無駄遣いとかがいろいろな声がこれまで聞かれますが、こういうことを踏まえてみますと、地方、町の中心部から離れている人も、大変な無駄遣いもいろいろあるわけです。

そういう意味におきまして、ある特定のそれにかかわる問題でもありますが、お互い町の住民がお金を出し合える、そのような助け合いというような気持ちもこれからやっていくためにも、ぜひ努力していただいて、同じ町に住んでいる住民ということをしっかり考えていただきたいと思います、そのような観点から私は賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第47号 浅川町下水道条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第21、議案第48号 浅川町上水道給水条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これもやはり平均的な世帯でどのくらいの増税になるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 先ほどの下水道の使用料と同じように、一般的な4人世帯の場合ですと年間850円程度の増税になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 議案第47号と基本的経費と同じですが、消費税増税分を町民から徴収して財源を確保したいというのであれば、生産した水道水の2割が不明水となっている現状を、解決することが先決であります。お金をかけてせつかくつくった水道水の多くは、漏水などで無駄になっている問題を後回しにして、町民に水道料金引き上げ負担を行う安易な考えには容認できません。水道水の改善にのっとり、水道料を値上げしなくとも水道体制がよくなるような真剣な対応を求め、本案には反対します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 前号と同じ趣旨で賛成といたします。適切な改正だと私は認識しております。また、浅川町の水は大変おいしい水であるということを誇りに思っておりますので、引き続き、担当課長、頑張っておいしい水をつくってください。

以上で賛成といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第48号 浅川町上水道給水条例の一部改正についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第22、議案第49号 町道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第22、議案第49号 町道路線の廃止及び認定についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第23、議案第50号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 6ページの11款地方交付税2,471万3,000円歳入になっておりますが、これは追加で歳入になった分ですか。どういう理由なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、その下の15款2項3目4節の後期高齢者インセンティブ交付金96万2,000円というのが計上されておりますが、このインセンティブ交付金というのは何なのか、説明いただきたいと思います。

それから、8ページ、2款1項8目企画費の中の7節賃金199万2,000円、これは地域おこし協力隊賃金ということで説明がありました。16万6,000円ということで説明あったと思うんですが、これは1人分なんですか。とりあえず、この199万2,000円は幾らで何人分なのか説明をいただきたいと思います。

さらには、その下に15節工事請負費153万2,000円が計上されております。吉田富三記念館の工事ということですが、具体的に工事の内容について説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、初めに6ページ、11款地方交付税の2,471万3,000円の増の内容でございますが、これにつきましては、当初予算額で11億6,900万あったのが、今回補正増にしまして11億9,371万3,000円となったものです。あくまでも普通交付税の配分のみの増でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 保健衛生費国庫補助の高齢者インセンティブ交付金についてのご説明ということなんですけれども、インセンティブという、ちょっと、なぜこういう名前がつくのかわからないんですけども、多分、インセンティブというのは誘因という意味なんですけれども、プロ野球とか何かでよく言う出来高みたいな形で、高齢者に関する健康事業を行ったものを点数化して、その分でお金を交付しますという制度で、国保や介護保険にある制度と同じような形で町に交付するというので、今回、単独ではないですけども、国保事業とかの絡みで、高齢者を含んであればその対象になるということで、拾って挙げまして、点数化されて交付になったのが今回の交付金ということで、毎年来るということで、この分については、高齢者の健康教室とか、それから広報紙とかいろんなPR活動も含めた中で支出で見なさいということなので、一般会計のほうで予算を計上させて、そちらのほうで対応しています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） ページ数で言いますと8ページになります。8目企画費における7節賃金199万2,000円の内訳でございますが、1カ月16万6,000円の賃金を2人分の半年分、6カ月を計上させていただきます。合計額として199万2,000円となったものです。再度申し上げます。月額16万6,000円の2名、これの6カ月分の賃金を計上したものでございます。

同じく8目の15節の工事請負費の内容ですが、吉田富三記念館における高圧受電設備、これらの機器の取りかえ費用ということで工事費を計上させてもらったものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 8ページの財産管理費の中の工事請負費の説明の中で、役場敷地を禁煙にする。それで喫煙所をつくると。その費用がこの中に入っていると、3,056万の中にその費用も入っているというようなお話でありました。

それに関してまず伺いたいというふうに思うんですが、この喫煙所というのはどういうものをつくるんですか。それが1点。それから、この喫煙所をつくる設置費用というのは幾らぐらいを見込んでいるのか伺いたいと思います。

それから、役場に用事で来た町民の方が、わざわざその喫煙所まで行って喫煙するかと言ったら、余り考えられない。普通はカウンターで証明書をもらったりなんなりしてすぐ帰るわけですから。利用者は、これは誰を想定しているのか伺いたいと思います。

さらに、これは役場庁舎の話だったと思うんですが、浅川町の公共施設、学校とか公民館とかそういうところを含めて、この喫煙に対する対応、これは現在どのようになっているのか。全て網羅しなくてもいいです。主なところだけで結構ですので、どういうふうな状況になっているのか伺いたいというふうに思います。それが1点目。

2点目、やはりその下の地域おこし協力隊についてです。地域おこし協力隊は、いろんな自治体がこの協力隊員の協力を得て地域おこしに取り組むということがなされております。ただ、成果についてはばらつきが相当ある。浅川町は具体的にこの協力隊員を招いて何に取り組んでもらいたいのか。その点をまず1点伺いたいというふうに思います。

それから、この協力隊員の人選というのはどのようにするのか。誰が選ぶのか伺いたいというふうに思います。

3点目として、契約期間はどれぐらいの長さを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、禁煙関係の内容でございますが、まず、4目財産管理費の工事請負費、この中、今回補正額3,056万ありますが、喫煙所を設ける費用としましては、4カ所で200万円以内を見込んでおります。

利用者は誰かということですが、その前に現状ですが、今現在は特に改めての敷地内禁煙という表示はしておりません。ただ、健康増進法の一部改正が、本来ですと本年の4月1日に施行されているということで、早目の取り組みが必要であったということではあるんですが、時機を失してはおりますが、これらの健康増進法の一部改正に伴いまして、浅川町での対応として、公共施設における敷地内禁煙に取り組むということで、今回補正で計上させてもらったものです。

現在の状況は、特に明示しておりませんが、建物内における喫煙は禁煙という形でとっております。建物以外の敷地においては、一部灰皿等を設置している状況で、明確に区域内を利用者に対する表示をしているという状況ではございませんので、今回の健康増進法の一部改正に伴いまして、これらを明確に対応すべきということの趣旨でございますので、これに伴いまして、学校関係、公共施設等々については、敷地内は基本的に全面禁煙という形態をとらせていただきたいという内容でございます。それに伴う看板の表示等については、13節委託料で看板作成の費用を計上させていただきました。ただ、喫煙者もおりますし、現在、たばこ税等の歳入等もございまして、喫煙者がいるという状況は現実ですので、こういった方に対して、ある日突然これを切りかえるということは、非常に混乱を招く部分もあるのかなということで、こういった敷地内全面禁煙の箇所に受動喫煙を防止する対策を講じることによって、一部喫煙場所を設置することも可能であるという内容もございまして、それらを考慮しまして、先ほど言いました4カ所については、現在のところ、役場と公民館、町民グラウンド、共同福祉、この4カ所については町民の多くの方が利用していると。実情喫煙される方もおるといふ状況を鑑みまして、4カ所については受動喫煙にならないようなそういった場所を選択しまして、その4カ所については一部喫煙場所を設置したいという内容でございます。

次に、地域おこし協力隊の関係ですが、具体的には何に取り組むのかということで、今回関係する費用は計上させていただきましたが、募集要項を作成しまして、募集人員は2名を予定しております。主に協力隊の方については、花火の里あさかわのPRの推進業務、こういったものを1名の方に主に担っていただきたいという内容でございます。もう1名については、農産物販売の促進では、特産品の開発、こういったものについて主に従事してもらいまして、業務を担っていただきたいというふうな募集内容で協力隊員2名を募集している状況でございます。

募集に当たりまして、人選はどのようにということで、これらの方については、20歳以上40歳未満の方について、申し込みのあった時点におきまして、それらの方の面接等を行いまして、採用というか直接、職員に準じて、同じように処理したいと思っております。面接等は実施したいなというふうに考えております。契約期間については、あくまでも会計年度がございまして、現在募集している職員に対しては、令和2年3月31日までの雇用期間ということで、年度を区切った形での雇用形態と。1年間の雇用形態で一定程度、最大3年程度はこれらの業務に従事をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 喫煙場所に関しては、どういう形態のものをつくるんですか、喫煙場所。4カ所で200万円以内ですから、1カ所50万円以内の建物なんだろうけれども、どういうものをつくるのか、1点伺いたいと思います。

それから2点目ですが、設置場所が役場、公民館、グラウンド、共同福祉施設ということだったと思うんです。公民館、グラウンド、共同福祉施設というのは一般の方が利用する場所ですから、これはこれでしょうがないかなというふうにも思うんですが、役場に関しては、私はどうなのかなというふうにも思うんですよ。

役場の職員の方で喫煙されている方はたくさんいらっしゃると思うんですが、その人たちのためにつくるといことになっては、これはちょっと。保健センターでは、喫煙による健康被害というものをわざわざ教室を開いてやっているわけですね。その一方で、役場が公費を使って、職員のための、ごめんなさいね、職員のためのなんていう言い方、ちょっと不適切かもしれないけれども、そういう喫煙所をつくるというのは、これはいかがなものかなというふうにも思うんですが、その点については、町長、どのようにお考えになりますか。

それから、地域おこし協力隊、これについての概要は大体わかりました。2人を募集して、1人には花火の里あさかわのPRをしてもらう。もう1人については農産物、特に特産品の開発に当たってもらいたいということなんですけれども、これ、本当にそういうものに能力のあるいい人が応募してきて採用になれば、これは本当にいいことだというふうにも思うんですが、そうでなかった場合、これはどうするんですか。契約期間は会計年度でやりたいと。基本的に3年ぐらい見たいということだったんですけれども、もう、この人はちょっとなということであれば、1年で終わるといことも、これは当然あってしかるべきだというふうにも思うんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 質問のあった地域おこし協力隊、当然、だめであれば1年契約にしたいと思っております。やはりこれ、面接が問題だと思うんですよ。そして、来る方が本当にすばらしくやっていただければ商工会も助かるし、農産物に関してはもっとよく助かると思うんですよ。ですから、面接をしっかりとやっていきなと思っております。それでだめであれば、1年契約で商工会長さんたちと相談したいと思っております。

あと、たばこですか、喫煙。私もたばこ吸ったことがないんですけど、たばこを吸いたい方はやっぱり喫煙所を設けるべきだと思っております。職員の方でも何人か吸っておりますし、役場に来る町民の方でも、やっぱり来てすぐ帰るわけでもないですから、喫煙する可能性がありますので、やはり役場内にも喫煙所があってもよろしいかなと思っております。

そのほかは課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目のどういうふうな形態で設置場所を設置するかということでございました内容ですが、概略ですが、幅2メートル、長さ3メートル程度の、わかりやすく言えば、工事現場で使用しているプレハブの住宅、そういったものを仮設的に設置するという内容であります。受動喫煙のならないように天井と壁、そういったものが必要だというふうな内容もございますので、基礎を設けて、そういったものであってプレハブ、約幅2メートル、3メートル、天井つきのもので換気扇がついているというものという、そういった形態のもので簡易型の設置で、場合によっては、将来、今後どうするかいろいろ出てくると思っておりますけれども、撤去も可能なような、あくまでも応急的に設置できるような、そういったものを4カ所想定しております。

また、役場に設置する喫煙所ですが、これはあくまでも職員だけの喫煙場所を想定しているものではござい

ません。来庁者及びいろいろな形態の来庁者がおると思いますので、当然職員も含みますけれども、そういった来庁者における喫煙場所を1カ所程度は設置が必要ではないかということにおいて、4カ所、公共施設における4カ所、これらについてはいろんな面でそういう機会をお見受けしますので、この4カ所に喫煙場所を設置するというを予定いたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。

2点目なんですけれども、この地域おこし協力隊の方、採用されたらどういう勤務の仕方をされるんですか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 勤務の形態ですが、まだ確定はしておりませんが、今話されました業務、これらについて、1名ずつそれぞれ、花火の里PRと特産品とありますが、主にこういったことでございまして、まだまだ活動内容、それ以外にも、今議会でも話ありますように移動販売、これらについても非常に大事な業務というふうに見ていますので、主たる業務は2点ほど申し上げましたが、それよりも優先する実務上の活動、こういったもの、これらも含めて考えている関係上、担当する農政商工課と連携をとりまして、この地域おこし協力隊の方が町で今やろうとしている事業に対して積極的にかかわってもらいたいような業務でもってお願いをするというふうなことで考えております。

○9番（上野信直君） 議長、ちょっと私がお尋ねしたかったのは、職場がどこになるのかということなんです、聞いているのは。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長。

○総務課長（江田豊寿君） 今のところ、役場内でも手狭な状態な関係上、正式にまだ協議とかしてはおりませんが、商工会における空き室があるということをお伺いしておりますので、商工会、四季の花火でありますと、商工会さんの協力も得ますので、そういった場所を事務所がわりにして具体的に進めていきたいというふうに考えています。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 9ページの地域福祉センターの工事費なんですけれども、どのような工事費だったかちょっとお伺いいたします。

関連して、いわゆる地域福祉センターの中にある屋内ゲートボール場、あそこが以前から雨漏りをして、なかなかきちんと、震災のときからだということですが、完全に修理をしていないのではないのかなというふうに思うんですが、その辺のことも関連して、どういう工事なのか聞きたいことが1つであります。

それから、ちょっと戻りますけれども、6ページの衛生費県補助金の先駆的健康づくり実施支援事業補助金、民間と共同し企業等についての補助なんだということですが、支出の面では、この120万はどういう形で出されて、どういう仕事をなされるんでありますか、その点であります。

それから、もう一つは、10月にこの浅川町で県中の防災訓練があるということをお伺いしておりますが、大き

なやっぱり事業の一つなんだろうと、大変なことなんだというようなことも伺っておるんですが、具体的にその概要をご説明いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず初めに、地域福祉センター費の工事の内容ということなんですけれども、工事につきましては、皆さん行ったことがあると思うんですけども、エントランスの部分でかなり壁紙の状態で、当時のものでかなり古くなっていて、非常に衛生的でない。それから、老人の介護事業をやるころにふさわしくないということで、かなり声が寄せられておりました。

私も確認しましたら、振興計画のほうに長年のっていて実施していなかったものですから、ことしはもう実施しようということで、先般委託料のほうを計上しまして、今回はその中身ということなんですけれども、工事費を当時に復元するとかかなりの金額がかかるということで、一番最低限の補修ということで、壁紙を剥がしまして、全部塗装するというような形で一応考えております。初めは、もう一度板張りということだったんですけども、経費の面を考えて、最大今の形で見えがよくなるような形での修繕ということで、塗装工事という形で考えております。

それから、ゲートボール場のコミュニティセンターとの兼ね合いで、そちらの雨漏りの件なんですけれども、これは確かに雨漏りする状況で、まだ完全に補修されていない状況はわかるんですね。これもセンターの所長から申し入れがありまして、内部の会議室も含めて、今回、ことしはこの壁ということで一部補修をしますが、次期の計画ということで検討してくれということで要望いただいておりますので、次期の計画として考えたいと思います。

それから、県支出金の先駆的健康づくり実施支援事業の補助金で、どのように使われるのかということなんですけれども、一度これ歳出のほうで、9ページの4款1項9目の健康増進事業費のほうで保健事業委託料ということで載せてはあるんですけども、中身に関しては、県のほうで先駆的なという、いわゆる新しい取り組みという形でのモデルケースだというふうに伺っております。どうしてもやってほしいという形で、これは民間の会社、例えば花王さんとか、それからカゴメ株式会社とか、大塚製薬とか、日本生命とか、実際に健康にかかわっている食品だったり、そういった関係する企業のアイデアに従って、この健康事業を進めていくということで、今回うちのほうで実施するのは、ライザップという健康の本当に、いわゆるダイエットのための企業で、実際にメタボリックシンドロームの該当者を抽出しまして、それに関して受講申し込みを受けて、直接その方に来ていただいて、健康的な運動、それから食生活を含めた総合的な健康指導を行っていただくというのが今回の事業の趣旨であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、県中防災訓練についての概要を説明申し上げたいと思います。

あくまでも県中防災訓練につきましては、主催が浅川町となっております。共催としまして、福島県の県中振興局が共催という形をとっております。日時については、本年10月20日日曜日、午前8時30分から開始を予定しております。会場につきましては、役場西側の駐車場と浅川中学校、町民グラウンド及び中央公民館、町

民体育館、これらの4カ所の会場を予定しております。

訓練の想定ですが、複数の災害が発生したという想定のもとに、訓練項目とすれば、この4会場をもちまして16項目の訓練を想定しております。これらに対する具体的な内容については、現在、消防署、浅川分署と具体的な内容を精査しているところではございますが、それらとあわせて、現在まで関係する機関及び団体等について全て要請をしてきました。例えば県の関係機関であれば、石川土木事務所、県中保健福祉事務所、福島県防災航空センター等々、あと石川警察署、あとは陸上自衛隊郡山駐屯地等々に、これらの訓練項目に関連した分については、関係する団体等に全て要請をし、了承を得ているという状況でございます。

今後の取り扱いですが、もう9月に間もなく入りますので、本議会が終了後については、関係機関の方々に参集をいただきまして、それらの訓練項目について関係機関・関係団体と具体的な打ち合わせをしたいというふうに考えております。また、その中においては、行政区長さんにおいても一部訓練に参加していただくということで、町民参加の県中防災訓練とするような方向で考えている関係上、行政区長さんを対象に説明会を開催したり、そのようなことを予定しております。

ただ、町消防団においては、幹部の皆さんについては、非常に負担をいただくことが結構ございますので、過日訓練予定の内容を説明し、了承は得ているということでございます。ただ、消防団におかれましては、今後分団の代表を対象とした説明会と段階的に説明を進めていただくということで、現在進行しているところであります。

概要についてはそのようなことで、10月20日日曜日の実施に向けて取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

1つだけ。この保健事業委託で、いわゆるダイエットを中心としたその健康増進事業もやると。しかし、その際に、何かちょっとそのところがわからないんですけども、花王とかカゴメとかそういう、何というんですか、今、ダイエットなんかも、薬品あるいは健康増進の薬品を売ったり宣伝をしている。そういう会社がやれるようなことに、そういうところからのいわゆる宣伝にはなってしまうようなことであってはならないと思うんですけども、そういう会社はどのような形でこの事業に参画するんでありますか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） その民間のいわゆる参入の形ということでしょうけれども、これは県のほうで民間で持っているそのノウハウ、例えば製薬会社であれば、いわゆる栄養関係、それから食生活に関したノウハウを持っているということで、そこはそこのプログラムがある。今回のうちのほうのライザップという会社であれば、いわゆるダイエットのためのそういった具体的なプログラムということで、個々のいわゆる持っている会社の特性に応じたプログラムをそれぞれ要している中で、そのプログラムに合ったものを各市町村が選択をして、ほとんどのお金は補助金で、とにかく先駆的なものなので、プログラムを具体的に実施してくださいというような形のものです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） すみません、1点だけお願いします。

先ほど9番議員、上野信直さんが質問した役場に喫煙所、役場施設、公共施設に4カ所200万円で喫煙所をつくるという件なんですけど、吸われる方に喫煙所を優遇するというのも1つかもかもしれませんが、中には、「たばこを俺やめたいんだ」という職員さんがもしあれば、健康になるわけですから、吸うほうに50万を出して吸える環境をつくるならば、逆にやめたいという人にも何か健康のために方法を考えるべきではないかと私は思うんですが、町長、その辺どうでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これはちょっと厳しいですね。というのは、やっぱり、先ほど私言ったようにたばこを吸ったことないです。本当はたばこ嫌いなんですけれども、たばこの税収というのは浅川町上がっているんですよ。税収もあるんですよ。この近辺で浅川町は税収がたばこ税が上がっております。

それで、それをやめたいからその人に何とかやれというのは、なかなかこれは厳しいですよ。ですから、ぜひ喫煙所をつくって、これ今、各町村が全部つくっていますから、やっぱり浅川町も役場庁舎内にないという大変ですから、ご理解をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） いや、喫煙所をつくるんじゃないんです。つくるのも大切です。やはり分煙するということは、吸わない人の健康を守るということで非常に大事なことなんです。ただ、やはり職員の健康をまず第一に考えれば、たばこをやめたくてもやめられないというのは、病名がちゃんとあるんですね、依存症という。やめたくてもやめられない。私も3年前まできっちりたばこ吸っていました。でも、あるときからピタッとやめた。でも、やめても何らもとに戻らない、吸いたくもないというのはある。ですから、もし、町長、やめたいという人がいれば、その人にも同じく手を差し伸べて、その職員さんの健康を守るのも私は必要だと思うんですよ。

ですから、何か、仮にそういうたばこをやめたいという申請をすれば、郡山の病院で禁煙外来というのがありますから。そこに通って、私の友達もそれで、すごい、1日2箱以上吸っていた人間がたばこをやめたんです。病院に通院をして、きちっと投薬治療をしてやめたと。それで健康になったという事例もありますので、もしそういうたばこをやめたい、健康になりたいという職員さんがいれば、そちらのほうにもできれば手を差し伸べてあげたいなと私は思うんですが、再度、町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 金銭面云々じゃなくて、アドバイスはさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第23、議案第50号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここで一言申し上げます。

時間も大分遅くなっておりますので、質疑者の方、または答弁の方は簡潔にひとつお願いしたいと思います。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第24、議案第51号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第24、議案第51号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第25、議案第52号 令和元年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第25、議案第52号 令和元年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は原案通り可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第26、議案第53号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第26、議案第53号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第27、議案第54号 令和元年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第27、議案第54号 令和元年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第28、議案第55号 令和元年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第28、議案第55号 令和元年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第29、議案第56号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第29、議案第56号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第30、議案第57号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第30、議案第57号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第31、議案第58号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題と

します。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第31、議案第58号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日までに、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて町長より提出されておりますので、ここで追加日程議案準備のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 4時35分

○議長（円谷忠吉君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第33を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題にすることに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第33、同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、小針紀喜君。

〔議会事務局長（小針紀喜君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、教育委員岡田初明氏が、令和元年11月18日をもって任期満了となるため、次の者を選任したいので、ご同意を賜りますよう提案いたします。

住所、浅川町大字山白石字宮下103番地の1、氏名、岡田淳一、生年月日、昭和50年7月19日。

岡田氏は、福島県立石川高等学校を卒業され、西白河郡泉崎村にありますDNPテクノパック・大日本印刷泉崎工場に勤務しております。

なお、平成26年度、旧山白石小学校PTA副会長、平成27年度、同校PTA会長、同年度、あわせて浅川町連合PTA副会長を歴任し、現在は、浅川中学校PTA副会長として町の教育振興に多大な貢献をいただいております。広い見識を持ち、責任感が強く、温厚、誠実な方であります。よろしくご審議の上、お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第33、同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

◎教育委員の挨拶

○議長（円谷忠吉君） ここで、教育委員の任命につき同意されました岡田淳一氏がお見えになっておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

〔岡田淳一氏 入室〕

○議長（円谷忠吉君） どうぞ。

○教育委員（岡田淳一君） 皆さん、こんにちは。ただいま教育委員への選任の同意をいただきました山白石の岡田淳一と申します。教育委員への職務に対して、大変光栄ではございますが、重責を考えると身の引き締まる思いでございます。

近年、少子化に伴い、子供たちを取り巻く環境が大きく変化をしておりますが、町教育行政のために全力をもって取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしく申し上げます。

本日は同意をいただきまして、まことにありがとうございました。（拍手）

〔岡田淳一氏 退室〕

◎議長、町長の挨拶

○議会事務局長（小針紀喜君） 以上で議案の審議は全て終了しました。

ここで今定例会が任期最後の議会ということで、議長、町長から挨拶がございます。

それでは、初めに議長お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 本日ここに、令和元年第3回浅川町議会定例会の閉会を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月26日から4日間、議員各位におかれましては、真剣かつ真摯にご審議を賜り、平成30年度一般会計を初め8つの特別会計、企業会計の決算認定のほか、条例関係、令和元年度各会計補正予算等全ての議案の審議が滞りなく終了しましたことに、議長として厚く御礼を申し上げます。

町長を初め関係各位におかれましては、可決されました各議案を適切に執行・運用されるようお願いを申し上げます。

さて、過去4年間は町民の幸せを願う大同のもと、私たちの使命である具体的施策、最終決定の際は、その時々の小異があったものの浅川町議会が円満に本日を迎えたことを、皆様とともに喜びをしたいと思います。

今回の町議選に出馬を予定されている方々には、来る9月15日の選挙において全員の当選の栄を得られ、再びこの議場で顔を合わせられますようご奮闘を心からお祈り申し上げます。

結びになりますが、町長並びに関係各位には、住民福祉と町政進展のため、なお一層のご協力をくださるよう心からお願いを申し上げ、挨拶いたします。お世話になりました。(拍手)

○**議会事務局長(小針紀喜君)** 続きまして、町長よりご挨拶がございます。

○**町長(江田文男君)** 改めてご挨拶申し上げます。

議員の皆様には最後の定例会でございますので、感謝のご挨拶を申し上げたいと思います。

円谷議長を初め議員の皆様には、平成27年10月から4年間にわたりまして、常に住民福祉の向上と町政発展のためにご尽力をいただき、まことにありがとうございました。心から感謝申し上げます。

この4年間は少子高齢化、人口減少の進行、地方産業、経済の低迷など、さまざまな分野において新たな対応が求められた時期でもありました。

このような中で、議員の皆様方が町民を代表して議会人としてよりより町づくりにご活躍いただき、町政進展のために奔走されましたことに対しまして、深く敬意と感謝をあらわすものです。皆様におかれましては、今後とも健康には十分注意され、なお一層のご指導、ご支援を心からお願い申し上げます。

簡単でございますが、挨拶にかえさせていただきます。4年間ご苦勞さまでした。ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○**議長(円谷忠吉君)** これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回浅川町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 4時45分